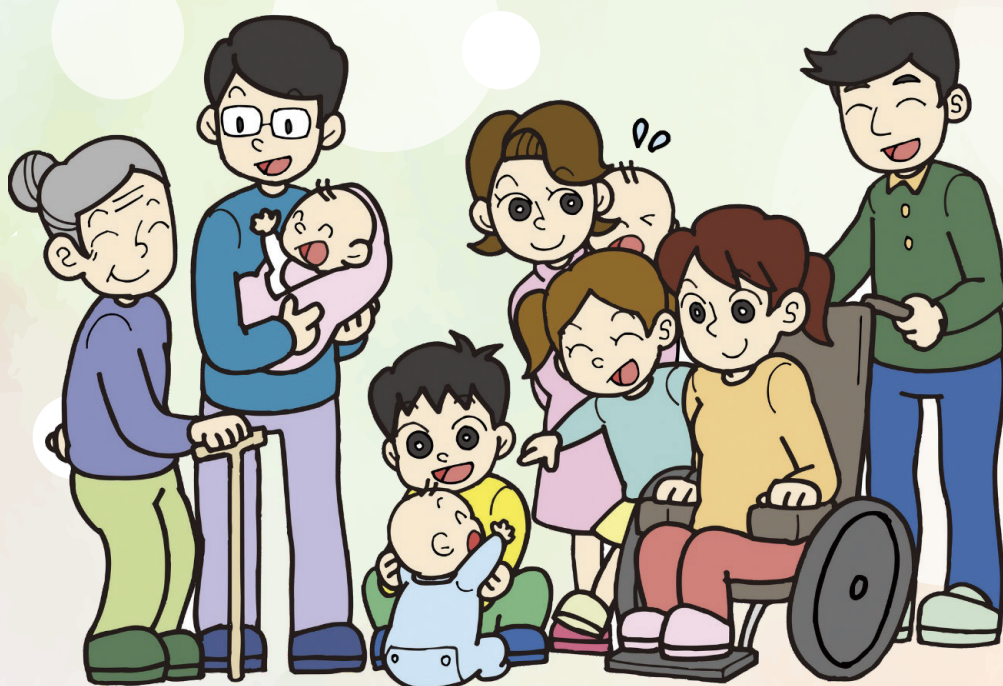


第2期小竹町地域福祉計画

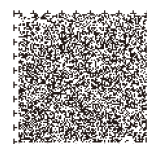
(令和3年～8年度)

みんなが主役 つながり育む こたけまち



令和3年3月

小 竹 町



はじめに

近年、少子高齢化や高齢者の単身世帯、生活困窮世帯の増加、家族関係の希薄化などを背景として、自分の力だけで日常生活を営むことが困難な人が増加していること、また、支援を必要とする人たちの抱える福祉ニーズの複雑化・複合化が進んでいることが深刻な課題となっています。

このような状況において、「ニッポン一億総活躍プラン」では、子どもや高齢者障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、平成30年4月には、その実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組みを示した改正社会福祉法が施行されました。

本町におきましては、平成29年3月に策定した「第5次小竹町総合計画」において「やさしさを感じ、住みたいと思える町」をまちづくりの基本テーマのひとつに掲げており、地域やコミュニティでつながり支えあい、社会から孤立する人を生まないような福祉施策を進めております。

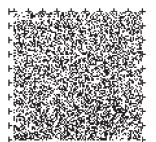
このたび策定しました「第2期小竹町地域福祉計画」を、本町の福祉施策の柱として、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援していくとともに、多機関の協働による包括的支援体制の構築を図り、更なる福祉文化の醸成に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様、また、地域共生シンポジウムの開催にご尽力、ご参加いただいた方々、そして、熱心に議論くださった地域福祉計画策定委員の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。



令和3年3月

小竹町長 松尾 勝徳



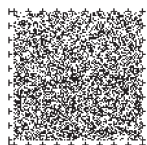
【目 次】

I 計画の策定にあたって

I－1	計画策定の趣旨	1
I－2	計画の位置づけ等	2
	(1) 地域福祉計画とは	2
	(2) 地域福祉の推進	2
	(3) 国の動向	2
	(4) 地域福祉計画の位置づけ	6
I－3	計画の期間	7
I－4	圏域の設定	8
I－5	計画の策定体制	9
	(1) 住民アンケート調査結果の活用	9
	(2) 関係団体等とのワークショップ	9
	(3) 町職員アンケートの実施	10
	(4) 庁内連携調整会議の開催	10
	(5) 小竹町地域福祉計画策定委員会	10
	(6) パブリックコメント（住民意見募集）の実施	10

II 本町の地域福祉を取り巻く現状

II－1	人口・世帯の状況	11
II－2	高齢者の状況	16
II－3	障がい者（児）の状況	18
II－4	子ども・子育て家庭の状況	19
II－5	生活困窮世帯等の状況	21
II－6	自殺者等の状況	22
II－7	地域福祉計画（第1期）の取組みを振り返って	23
II－8	地域課題の抽出	26
	(1) 住民アンケート	26
	(2) 関係団体等とのワークショップ	37
	(3) 町職員へのアンケート	37
	(4) 課題の整理	38



Ⅲ 計画の基本方針

Ⅲ－１	計画の基本理念	39
Ⅲ－２	計画の基本目標・基本施策	39
Ⅲ－３	計画の体系	41

Ⅳ 地域福祉の推進に向けた取組み

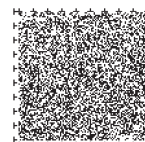
Ⅳ－１	基本施策の取組みの推進	43
	基本施策① 安心して暮らせる地域の関係づくり	43
	基本施策② お互いさまの支え合いづくり	45
	基本施策③ みんなが主役のまちづくり	47
	基本施策④ 地域福祉を担う多様な人づくり	49
	基本施策⑤ 課題解決に向けた包括的な相談体制の構築	51
	基本施策⑥ 地域資源を活かした拠点づくり	53
	基本施策⑦ 権利擁護支援の強化	55
	基本施策⑧ 分野横断的な連携の推進	57
Ⅳ－２	重要課題の設定と重点的な取組みの推進	59

Ⅴ 計画の推進に向けて

Ⅴ－１	計画の推進体制	65
Ⅴ－２	計画の進行管理	65
Ⅴ－３	計画の周知・広報	66

【資料編】

1. 小竹町地域福祉計画策定委員会条例
2. 小竹町地域福祉計画策定委員名簿
3. 小竹町地域福祉計画策定経過
4. パブリックコメントの結果報告
5. 用語解説

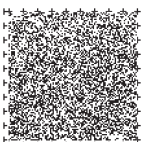


「障がい」の表記について

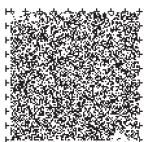
本町では、平成29年10月以降、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。ただし、法令、条例、規則ほか例規類においては「障害」と表記します。

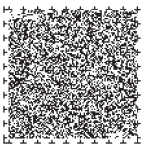
上記の場合であっても、名称や前後の文脈から人や人の状況を表すときは「障がい」と表記します。

また、機関名や団体名などの固有名詞についてはその表記に従います。ただし、「障がい」の表記が適当であると判断される場合は、例外として「障がい」の表記とします。



I 計画の策定にあたって





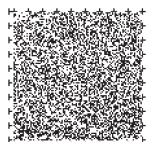
I - 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民との関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。

また、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。2000年（平成12年）に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。また、2017年（平成29年）には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもにつくっていく『地域共生社会』を目指しています。

地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指すためには、これまでの生活支援を必要とする人への公的サービスという形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが地域の中で安心して、生きがいをもって生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合うしくみを創っていくとともに、地域住民がボランティア等の福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

本町では、2017年（平成29年）3月にまちづくりの基本となる「第5次小竹町総合計画」を策定し、「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町」を町の将来像として掲げ、地域における様々な課題に取り組み、地域の活力を取り戻し住民福祉の向上に努めることとしています。この理念に基づき、本町の地域福祉を一層推進していくため、「第2期地域福祉計画」を策定することとしました。住民をはじめ関係機関や地域団体等との協働を進め、誰もが安心してつながりながら住み続けられるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組みを推進していきます。



I - 2 計画の位置づけ等

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」は、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉の主体である住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた方針等を整理する計画です。この理念を踏まえた地域福祉計画を策定し、推進することで、住民と行政との協働のもと、地域における支え合いの中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指していきます。

(2) 地域福祉の推進

『社会福祉法』第4条の規定に基づき、地域福祉を推進していく上において、特定の限られた人たちだけでなく、すべての人が幸せに暮らしていけるような地域社会を目指していく必要があるとされています。これは、地域住民や社会福祉法人、社会福祉に関する活動を行う人たちが互いに協力して、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、地域社会において日常生活を営み、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるような社会をつくっていくということです。

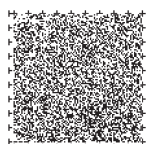
(3) 国の動向

2016年（平成28年）6月、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

これを踏まえ、2017年（平成29年）6月、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、2018年（平成30年）4月1日から施行されました。改正法では、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実等が規定され、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められています。

また、2020年（令和2年）6月、地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、2021年（令和3年）4月1日から施行されることになりました。改正法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村の包括的な支援体制の構築に向け、社会福祉法に基づく新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。



○社会福祉法（一部抜粋） 【下線部分は 令和3年4月1日施行】

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

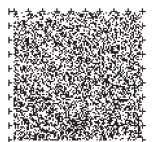
第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

（2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

（3）生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。



（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

（1）地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

（2）地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

（3）地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

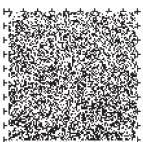
イ 介護保険法第115条の4第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の4第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

（4）地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業



（５）複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

（６）前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

第３項から第５項まで（略）

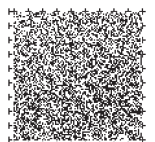
（市町村地域福祉計画）

第１０７条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （１） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２） 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- （３） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

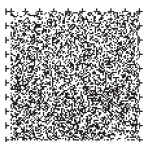
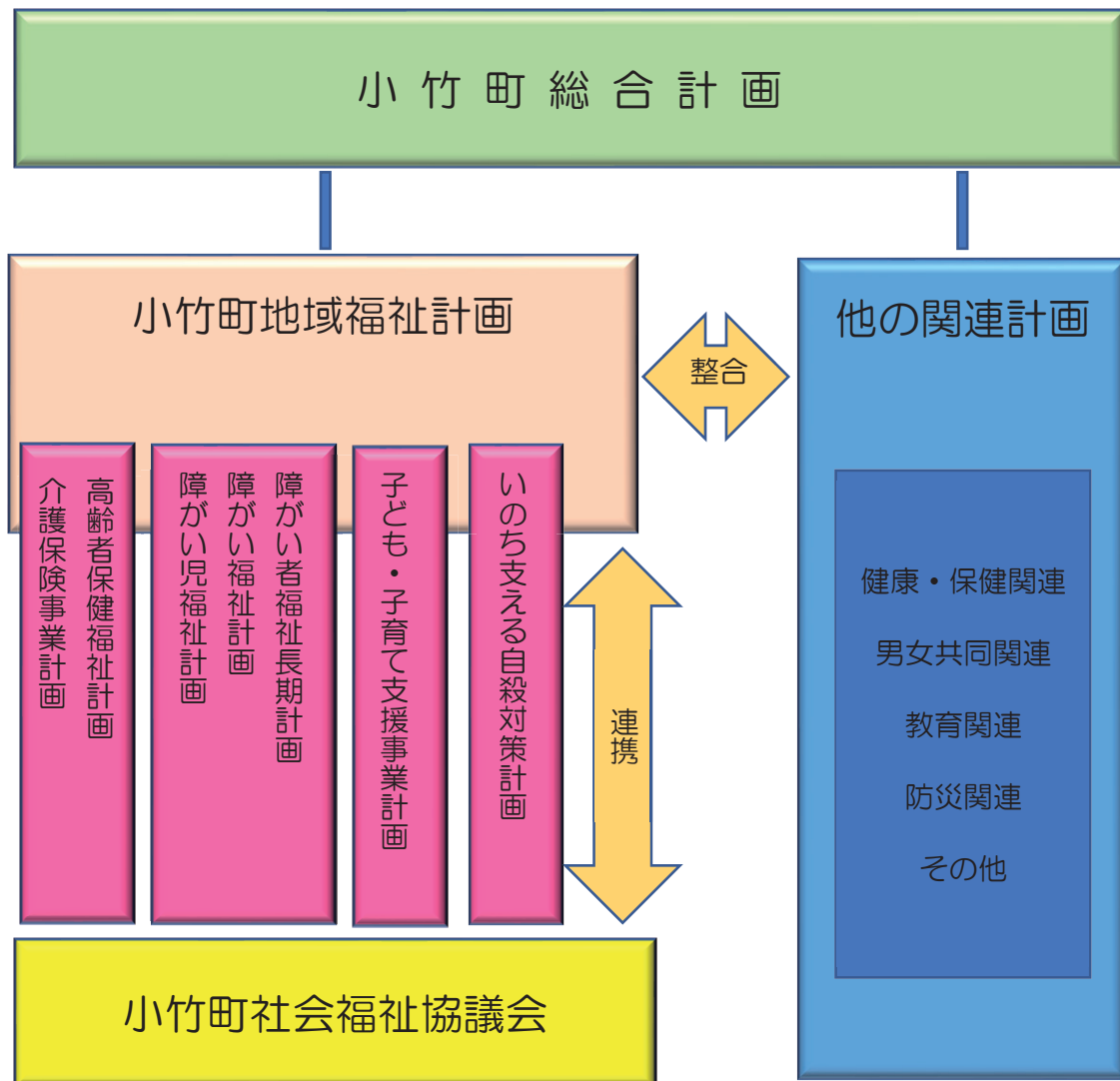


(4) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、本町における福祉に関する計画の上位計画です。

また、「第5次小竹町総合計画」を最上位計画とし、子育て・障がい・高齢者等の各個別福祉計画との整合を図りながら策定しています。これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示していますが、本計画は個別計画の対象者の地域生活を包括的に支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働のしくみづくりについてその方向性を示しています。

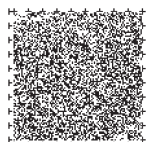
あわせて、地域生活課題の解決には、社会福祉協議会（以下「社協」という。）との連携が重要であり、共に地域福祉計画に掲げる施策の推進に努めます。



I - 3 計画の期間

本計画は、本町の地域福祉を推進していく取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は6年間（2021年度（令和3年度）～2026年度（令和8年度））とします。

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
総合計画	第5次（10か年）									
地域福祉計画	第1期（5か年）				第2期地域福祉計画					
高齢者保健 福祉計画			(3か年)		(3か年)		(3か年)			
障がい者福祉 長期計画	第2次 後期計画（6か年）				第3次（前期：6か年）					
障がい福祉計画 障がい児福祉 計画			第6期（3か年） 第2期（3か年）		第7期（3か年） 第3期（3か年）		第8期（3か年） 第4期（3か年）			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期（5か年）			第2期（5か年）					第3期（5か年）	
自殺対策計画				第1期（5か年）					第2期（5か年）	

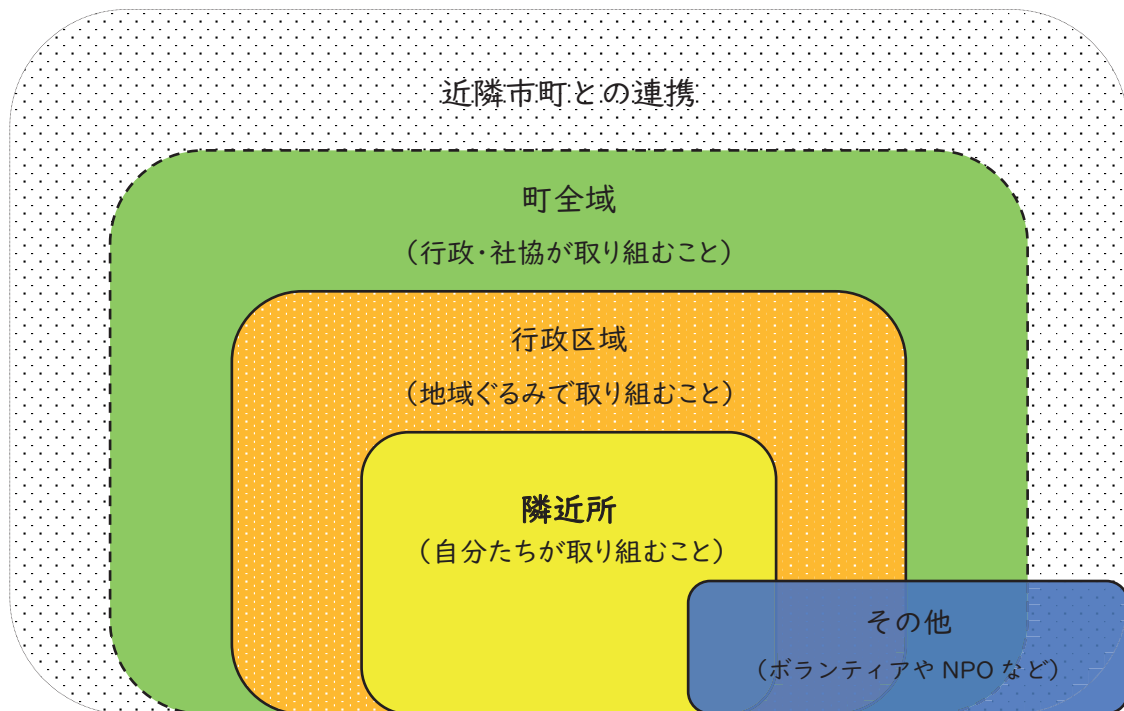


I - 4 圏域の設定

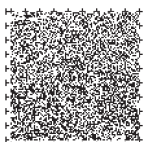
地域福祉推進のための範囲として、大きく3つの圏域を設定します。

本人、家族を含む「隣近所」を最小単位として、「行政区域」、「町全域」とし重層的な圏域で捉えています。各圏域における役割や地域資源を整理し、それぞれの活動の展開や包括的支援体制の整備を進めていくものとします。

また、更なる地域活動の活性化を図るため、適正な圏域の設定について、協議検討していくこととします。



圏域の範囲	活動の主体
隣近所	自分自身、家族、お隣同士
行政区域	自治会、区公民館、老人会、ふれあいサロン 自主防災組織、民生委員・児童委員
町全域	行政、社協
その他	各種ボランティア団体・NPO 社会福祉法人、福祉サービス事業所など



I - 5 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査結果の活用

住民の地域福祉に関する意識や地域での支え合いの状況、日常生活での課題や問題点を把握するため、以下のアンケート調査結果を活用しました。

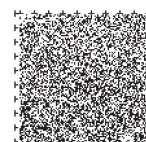
アンケート調査結果	①まち・ひと・しごと創生「小竹町人口ビジョン・総合戦略アンケート」 (令和元年10月調査) ②高齢者の保健福祉に関するアンケート(令和2年8月調査) ③福岡県介護保険広域連合「高齢者生活アンケート」(令和2年6月調査) ④障がい福祉計画策定に係るアンケート(令和2年9月調査) ⑤子育てに関するアンケート(平成30年12月調査)
-----------	---

(2) 関係団体等とのワークショップ

地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた方針を定める地域福祉計画を策定するため、活動内容及び活動する上での課題と今後必要な取り組み等をワークショップ形式で実施し、意見交換を行いました。

参加対象	地域福祉に関係する団体
参加団体	①小竹町自治会長会 ②小竹町消防団 ③小竹町民生委員・児童委員協議会 ④居宅事業者連絡会 ⑤手をつなぐ親の会 ⑥小竹町ふれあいサロン ⑦NPO法人リトルバンブー ⑧小竹町社会福祉協議会 ⑨小竹町在宅介護支援センター

参加対象	町内の社会福祉法人
参加法人	①久住会 ②小竹御徳会 ③小竹福祉会 ④小竹町社会福祉協議会



(3) 町職員アンケートの実施

現役世代の地域活動に対する意識調査のため、町職員全員にアンケートを実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用しました。

(4) 庁内連携調整会議の開催

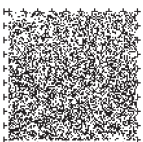
本町が抱える地域課題の解決に向け、庁内において連携調整会議を開催し、分野横断的な本計画の推進に向けて、課題分析及び連携、協働体制について協議しました。

(5) 小竹町地域福祉計画策定委員会

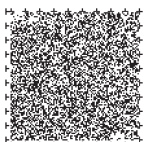
学識経験者や地域福祉の関係者等で構成する「小竹町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容等について当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

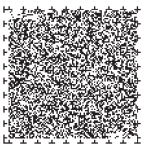
(6) パブリックコメント（住民意見募集）の実施

計画案について、住民からの意見等を幅広く募集するため、町のホームページや関係施設等で縦覧し、パブリックコメント（住民意見募集）を実施しました。



Ⅱ 本町の地域福祉を取り巻く現状

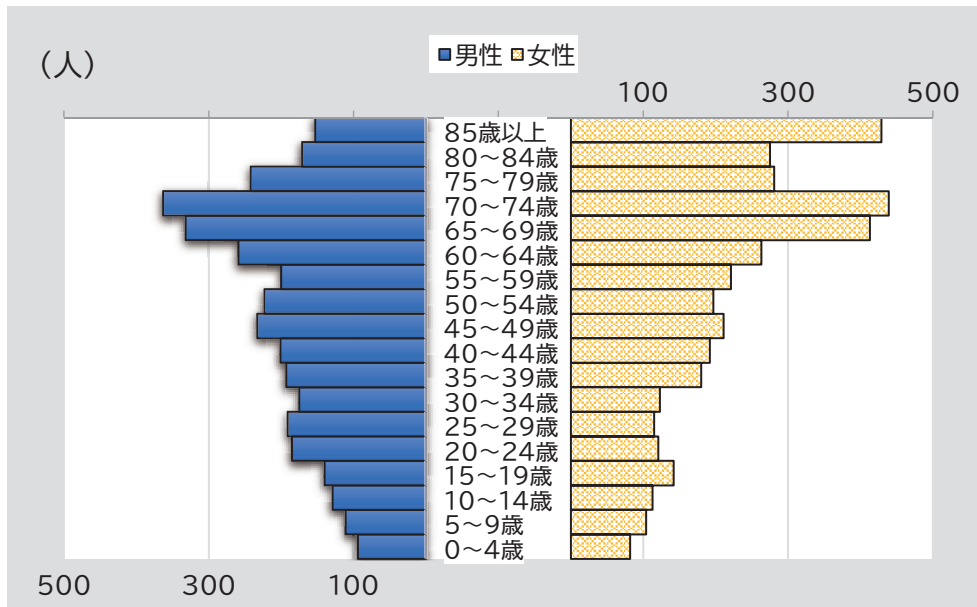




II-1 人口・世帯の状況

① 人口構成

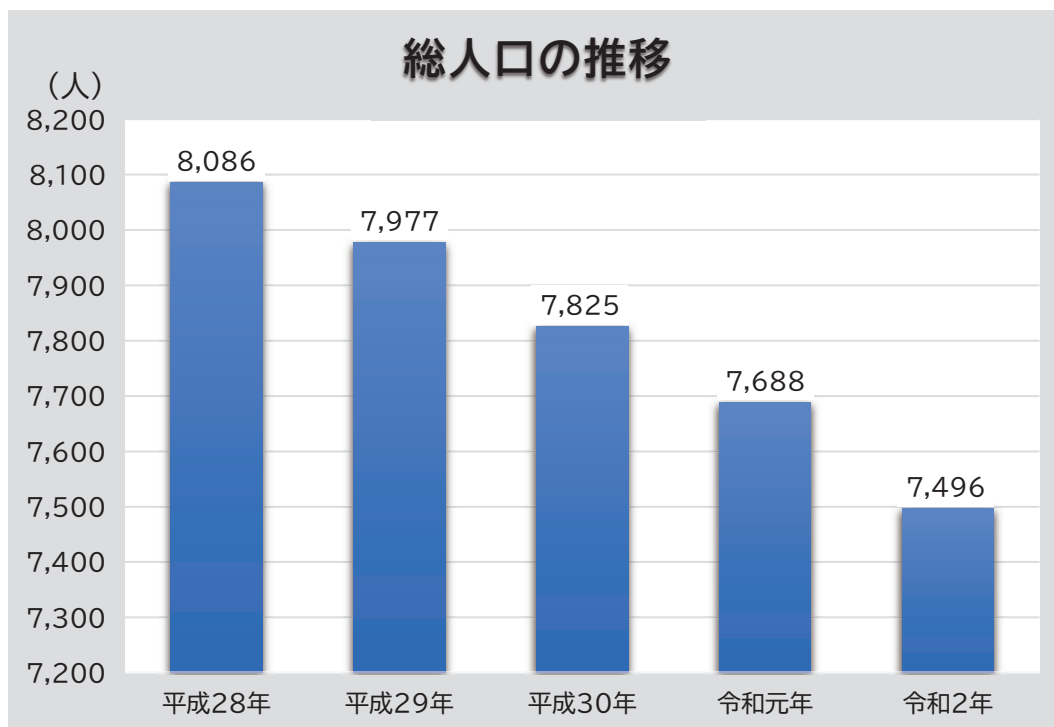
本町の人口構成をみると、男女とも70代前半の構成人員が最も多く、次に60歳代の構成人員が多いことから高齢者の増加だけでなく、年少人口の構成人員が少ないことから、今後ますます少子高齢化が進むことが予測されます。



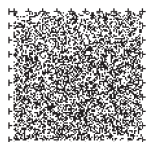
〔資料〕住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

② 総人口の推移

総人口の推移は、平成28年の8,086人から令和2年の7,496人へと5年間で590人減少しており、平均すると毎年約120人程度減少しています。

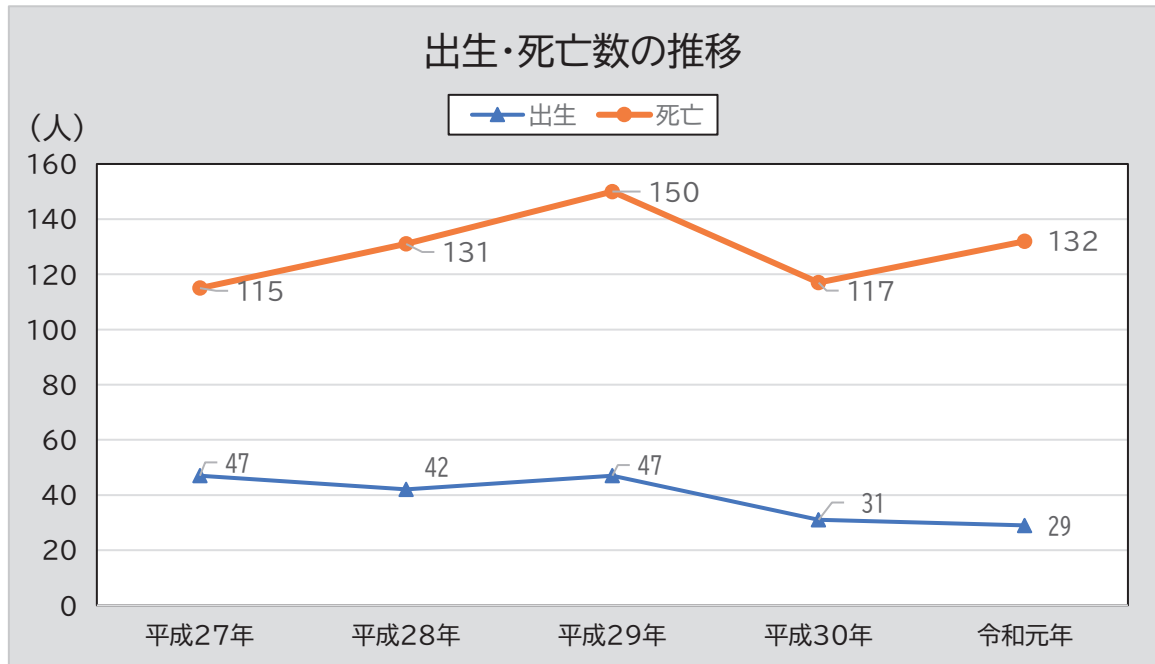


〔資料〕住民基本台帳（各年4月1日時点）



③ 出生・死亡数の推移

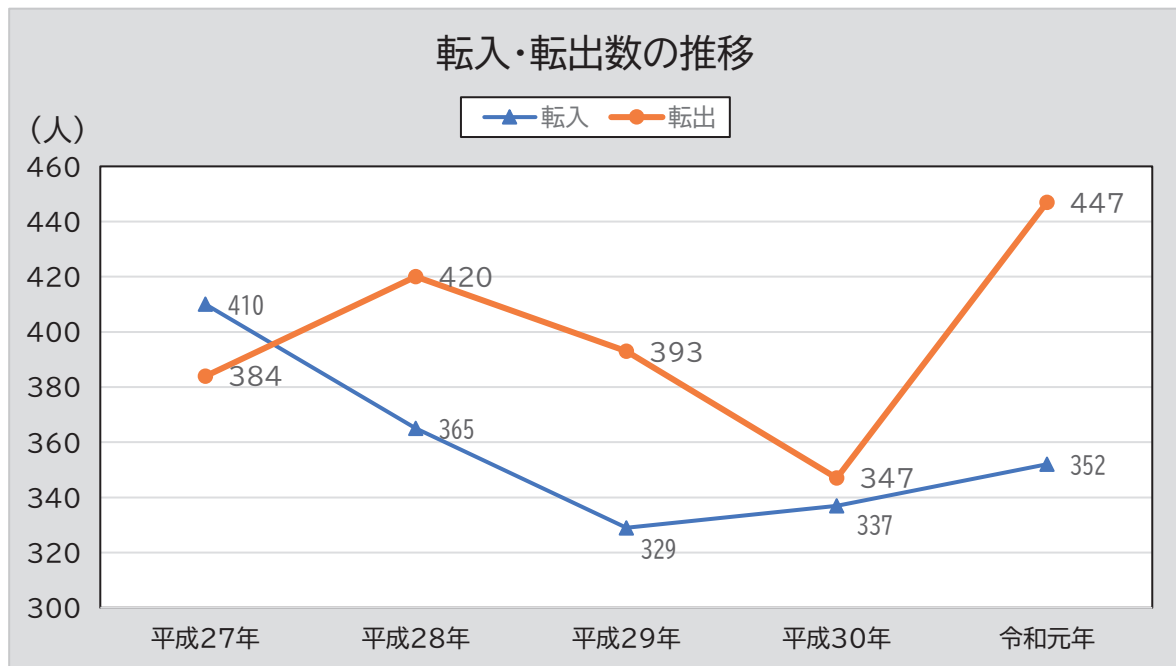
近年の人口動態の推移をみると、自然動態では平成 27 年は 47 人であった出生が、令和元年には 29 人と減少しており、一方、死亡では、平成 27 年の 115 人から増加傾向にあり一貫して死亡が出生を上回っています。



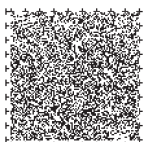
〔資料〕住民基本台帳関係年報調査表（各年の数値は、1月1日から12月31日までの総計）

④ 転入・転出数の推移

社会動態の推移をみると、平成 27 年は転入者数が転出者数を上回っていましたが、平成 28 年以降は転出者数の方が上回る状態が続いており、社会減も進行しています。

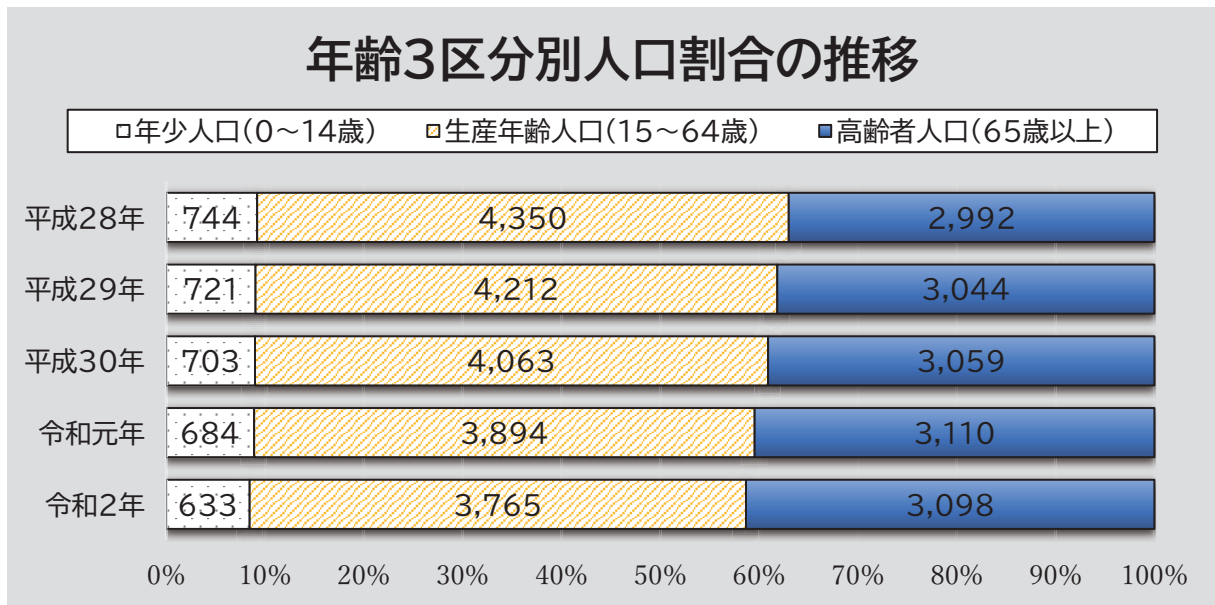


〔資料〕住民基本台帳関係年報調査表（各年の数値は、1月1日から12月31日までの総計）



⑤ 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）の比率は増加している一方、年少人口（0～14歳）の比率は減少しており、少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。



[資料] 住民基本台帳（各年4月1日時点）

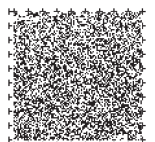
⑥ 行政区別人口

本町の18の行政区別人口と年齢別構成は、以下のようになっています。

（単位：人）

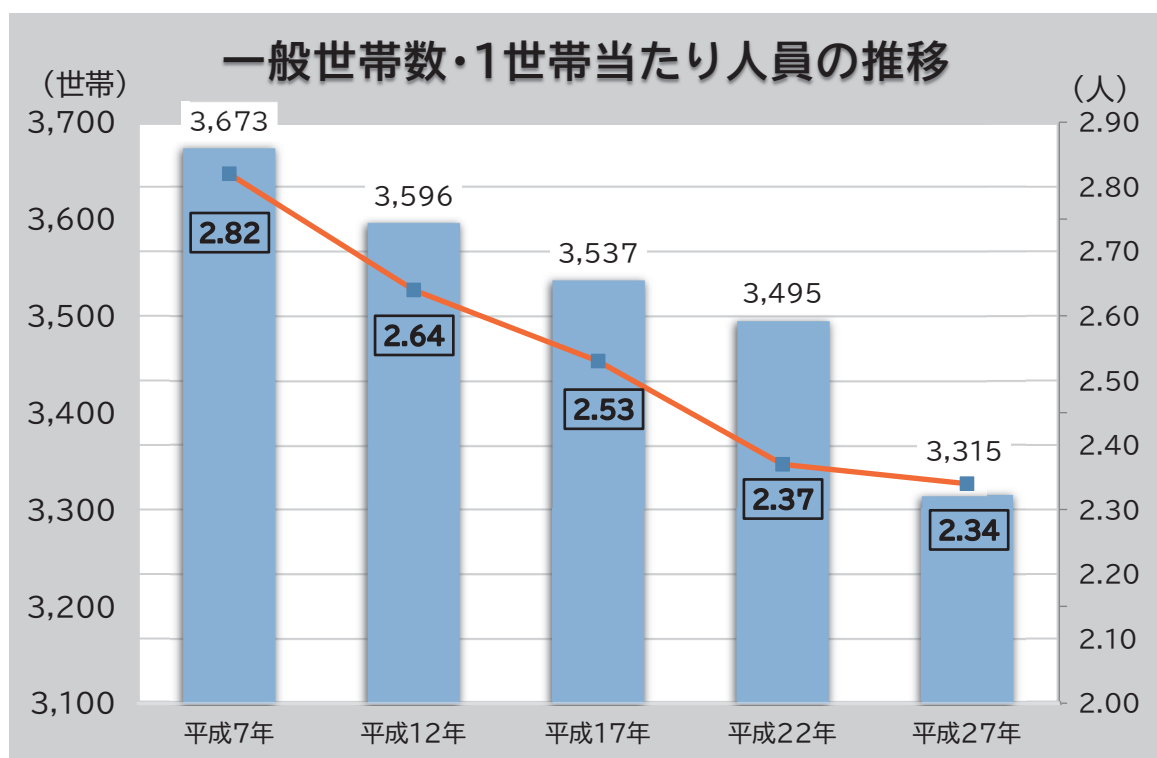
行政区	構成	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	高齢化率
小竹区		394	35	188	171	43.40%
峰畑区		491	52	260	179	36.46%
芦北区		149	6	73	70	46.98%
勝野1区		398	22	197	179	44.97%
勝野2区		725	86	427	212	29.24%
七福区		744	83	348	313	42.07%
新多区		558	37	274	247	44.27%
中央区		365	30	161	174	47.67%
新山崎区		121	9	61	51	42.15%
南良津区		352	28	175	149	42.33%
兵丹区		214	13	106	95	44.39%
赤地区		456	25	242	189	41.45%
御徳1区		344	19	152	173	50.29%
御徳2区		828	49	425	354	42.75%
御徳3区		500	35	246	219	43.80%
栄町区		445	59	222	164	36.85%
本町区		319	38	173	108	33.86%
毛勝区		93	6	37	50	53.76%
合 計		7,496	633	3,765	3,098	

[資料] 小竹町（令和2年4月1日時点）



⑦ 世帯の状況

一般世帯数は、平成7年から平成27年まで減少し続けています。また、1世帯当たり人員も年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。



〔資料〕国勢調査

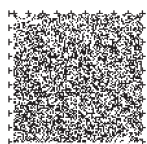
県では、一般世帯数は年々増加傾向にあります。1世帯当たり人員は本町と同様に減少傾向にあることから、県においても核家族化の進行がうかがえます。

【一般世帯数・1世帯当たり人員の推移（県との比較）】

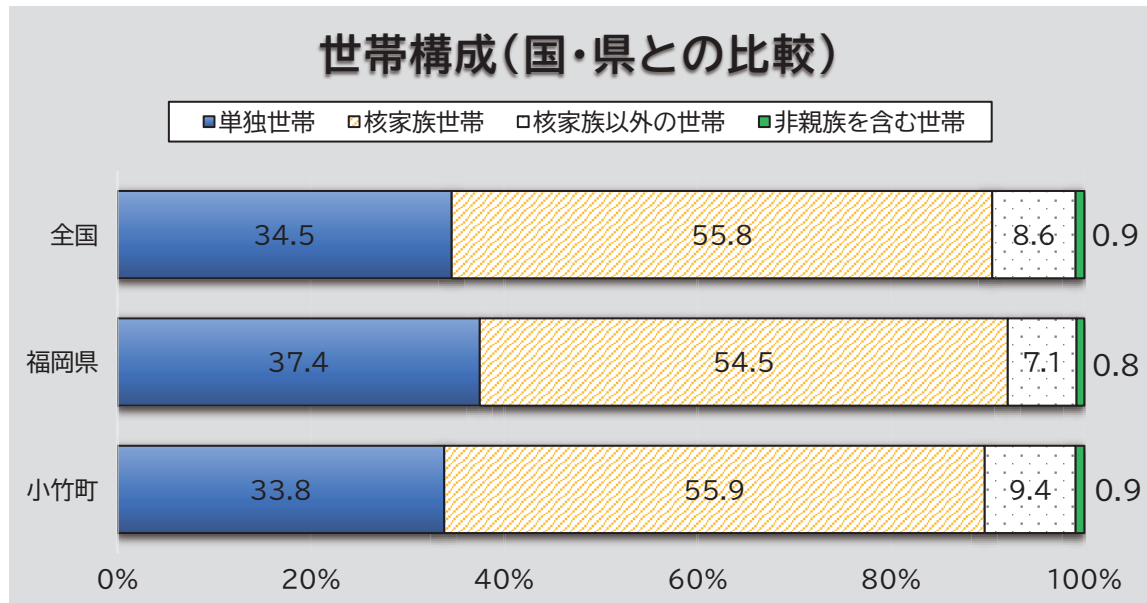
（単位：世帯、人）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
福岡県	一般世帯数	1,774,183	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617
	1世帯当たり人員	2.72	2.57	2.47	2.35	2.26
小竹町	一般世帯数	3,673	3,596	3,537	3,495	3,315
	1世帯当たり人員	2.82	2.64	2.53	2.37	2.34

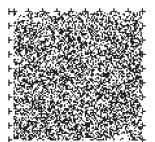
〔資料〕国勢調査



平成 27 年時点の世帯構成を国・県と比較すると、本町では核家族世帯が 55.9%と、国・県との比較でも、核家族世帯が多い地域であることがうかがえます。



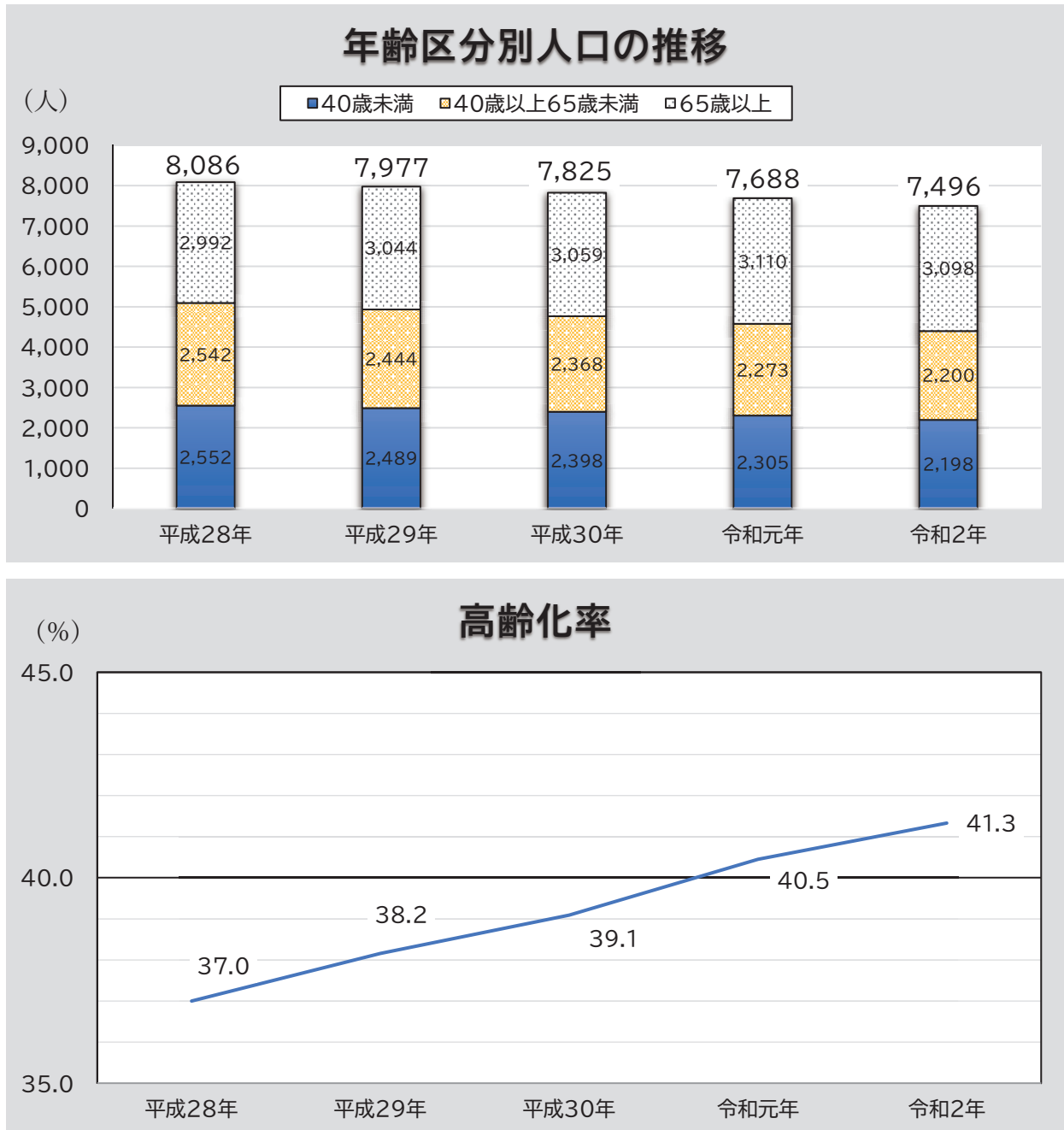
[資料] 国勢調査（平成 27 年）※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。



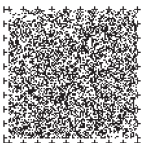
II－2 高齢者の状況

① 高齢者数

本町の年齢区分別人口の推移をみると、高齢者人口が増加し、65歳未満の人口が減少しています。その結果、高齢化率が上昇し、平成28年では37.0%、令和2年では41.3%となっています。

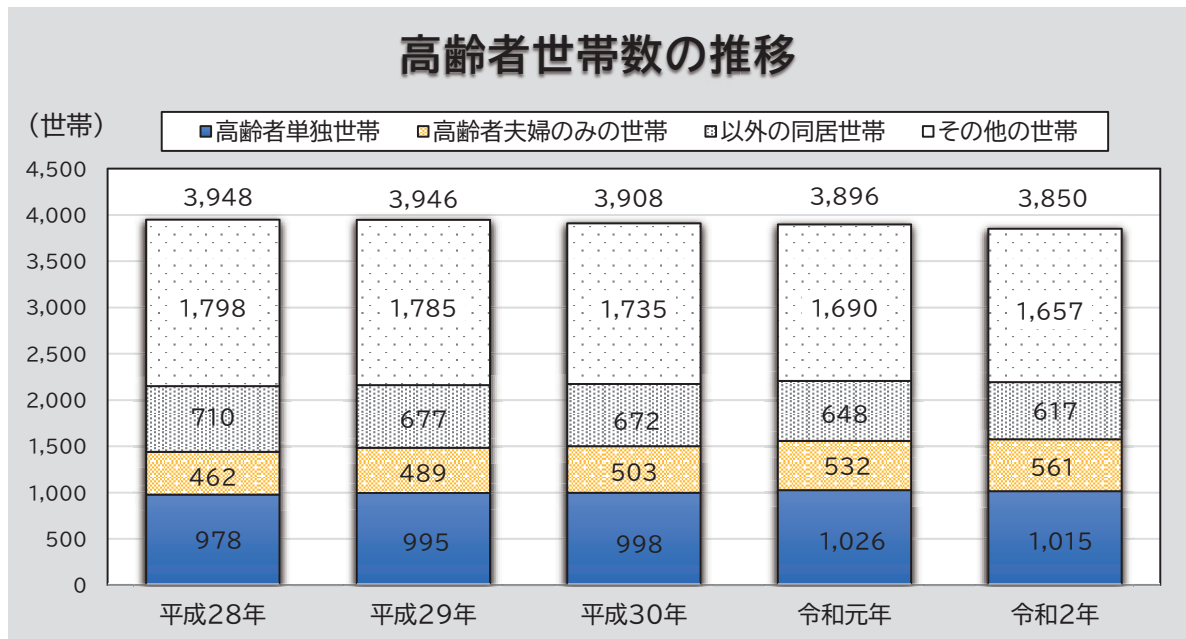


[資料] 住民基本台帳（各年4月1日時点）



② 高齢者世帯数

平成 28 年から令和 2 年まで、総世帯数は減少しているものの、高齢者のいる世帯数は増加しています。高齢者世帯の中で、単独世帯は、平成 28 年の 978 世帯から 1,015 世帯へと増加しており、夫婦のみの世帯も、462 世帯から 561 世帯へと増加しています。

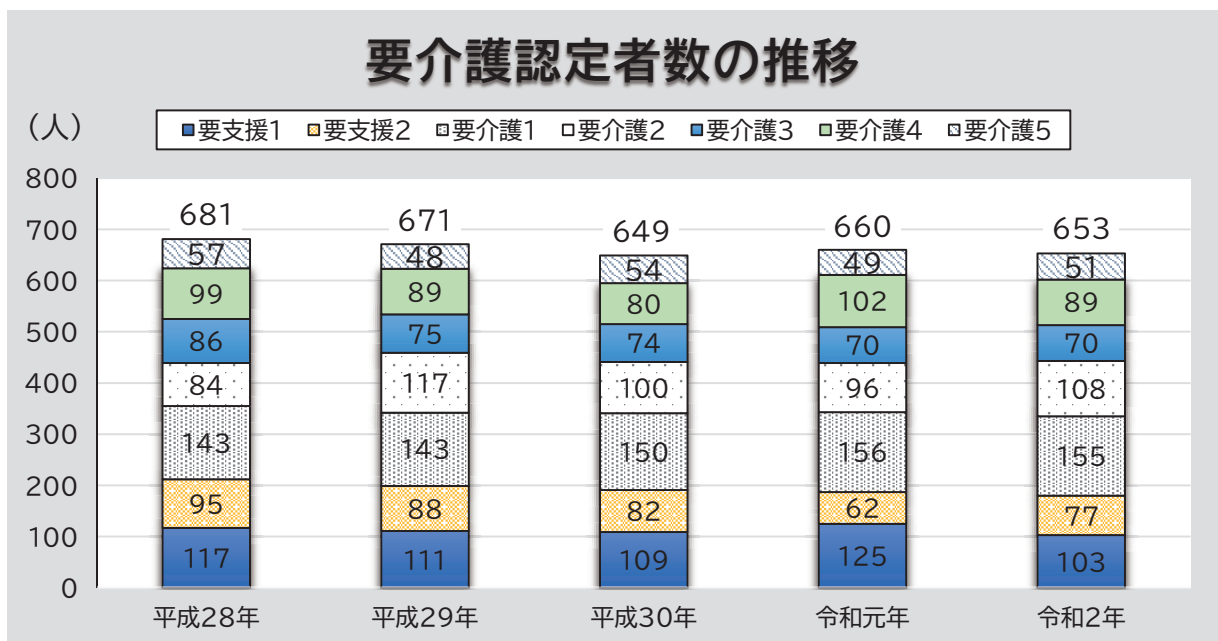


[資料] 住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

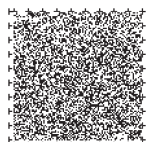
③ 介護保険の要介護等認定者数

高齢化が進む中であって、本町の要介護等認定者の数は平成 28 年から平成 30 年まで微減傾向にありましたが、令和元年に増加し、推移しています。

要介護度別にみると、令和 2 年では、令和元年に比べ要支援 1、要介護 1、4 は減少しています。



[資料] 福岡県介護保険広域連合（各年 4 月 1 日時点）

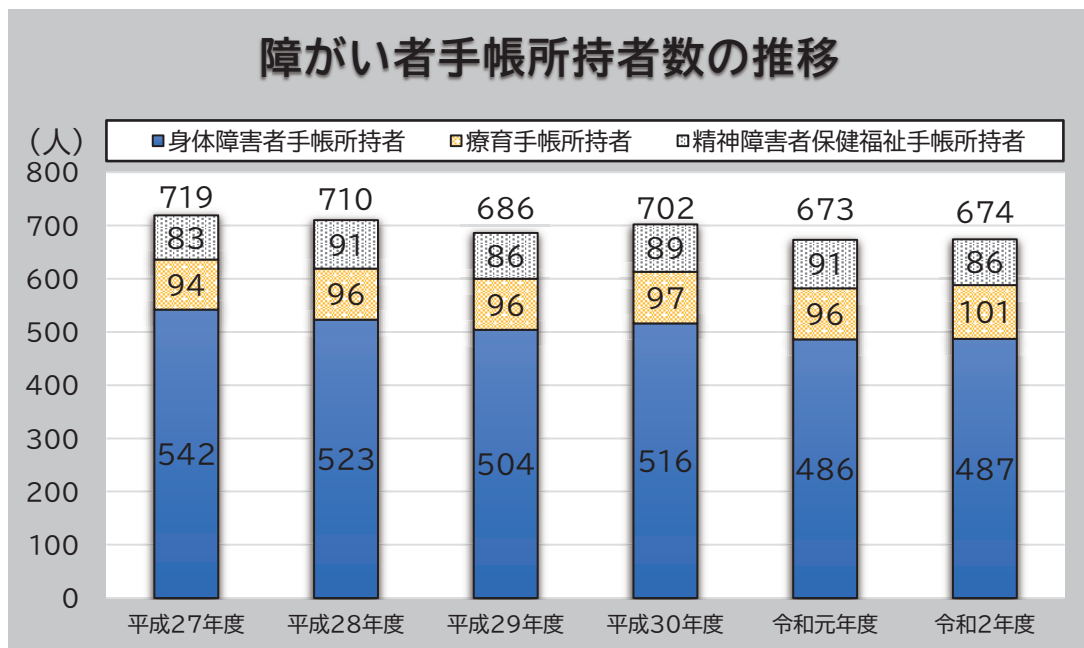


II-3 障がい者（児）の状況

障がい者手帳所持者数

令和2年9月末時点で、本町の障がい者手帳所持者数は674人（身体障害者手帳：487人、療育手帳：101人、精神障害者保健福祉手帳：86人）となっており、身体障がい者は減少傾向にあります。

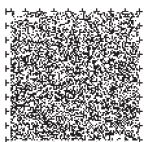
手帳所持率（総人口に占める手帳所持者の割合）は、令和2年9月末時点で、3障がい全体で9.1%となっています。



【障がい者手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移】

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
障がい者 手帳所持者	身体障害者手帳所持者数 (人)	542	523	504	516	486	487
	総人口に占める割合	6.7%	6.6%	6.4%	6.7%	6.5%	6.6%
	療育手帳所持者数 (人)	94	96	96	97	96	101
	総人口に占める割合	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%
	精神障害者保健福祉手帳 所持者数 (人)	83	91	86	89	91	86
	総人口に占める割合	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%
	計 (人)	719	710	686	702	673	674
	総人口に占める割合	8.9%	8.9%	8.8%	9.1%	9.0%	9.1%

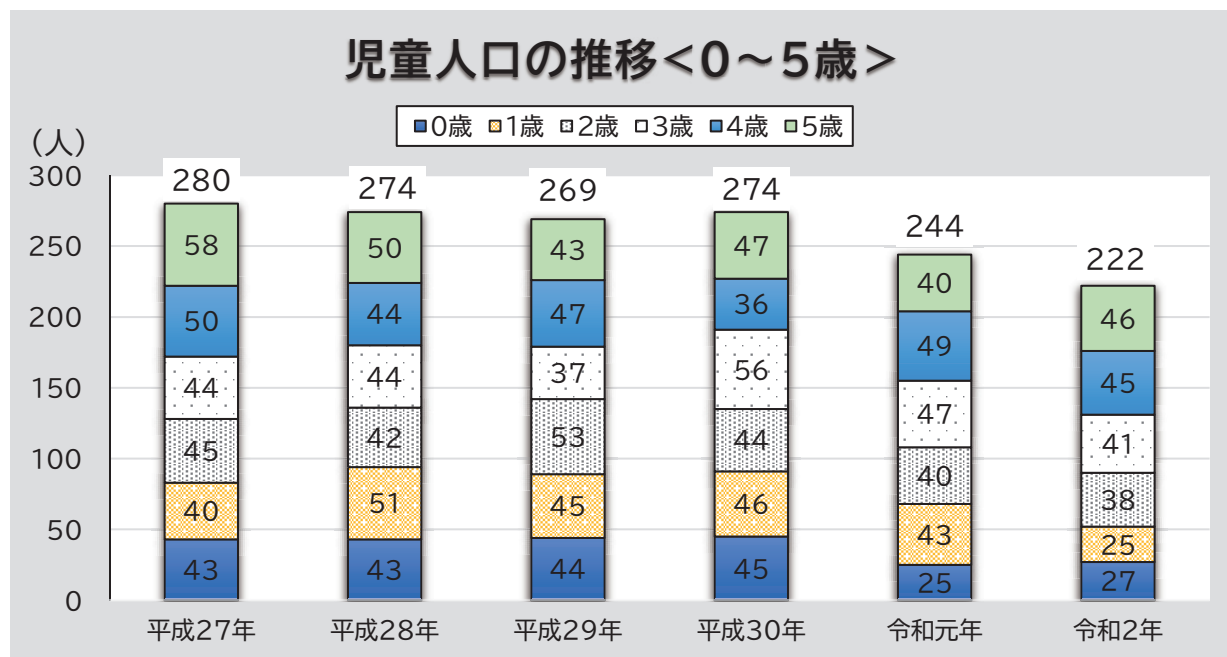
【資料】小竹町（平成27年度～令和元年度：3月末時点、令和2年度：9月末時点）



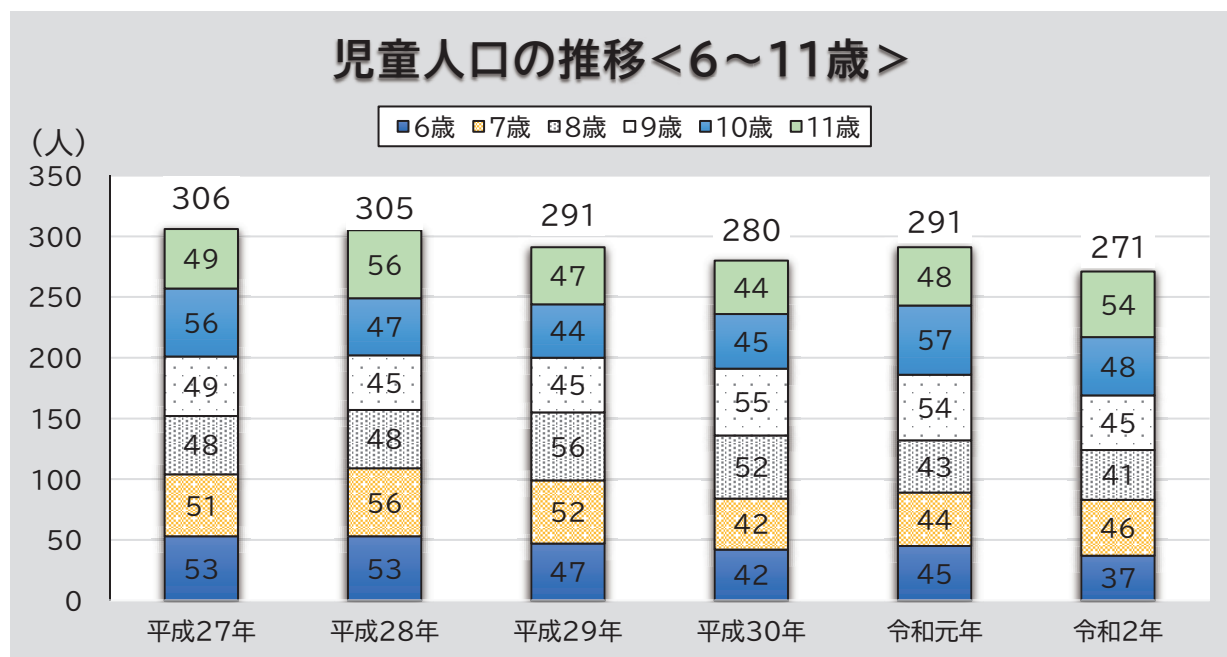
Ⅱ－４ 子ども・子育て家庭の状況

① 児童人口

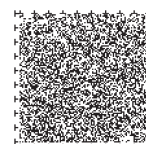
本町の児童人口をみると、就学前児童（0～5 歳）、小学生（6～11 歳）ともに減少傾向にあります。



[資料] 住民基本台帳（各年4月1日時点）



[資料] 住民基本台帳（各年4月1日時点）



② 母子世帯、父子世帯数

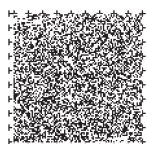
平成 27 年時点の本町の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県と大きな違いはみられませんが、母子世帯は県を上回っており 2.2%となっています。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

(単位：世帯)

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	2,196,617	40,071	1.8%	3,646	0.2%
小竹町	3,315	74	2.2%	5	0.2%

[資料] 国勢調査（平成 27 年）



II - 5 生活困窮世帯等の状況

① 生活保護世帯数

本町の生活保護世帯は微減傾向にあり、令和2年度8月末時点では312世帯となっています。

【生活保護世帯等の推移】

(単位：世帯)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
生活保護世帯	344	341	339	310	312
高齢者世帯	191	203	203	192	194
母子世帯	34	28	24	22	22
傷病・障害者世帯	68	68	65	58	55
その他の世帯	51	42	47	38	41
被保護人員（人）	480	475	458	418	425
保護率（％）※	61.4	61.8	60.8	56.3	58.8

[資料] 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（平成28年度～令和元年度：3月末時点、令和2年度：8月時点）
 ※‰（パーミル）：千分の一の単位。保護率は人口千人に対して、何人が生活保護を受けているかを表したものの。

② 自立相談支援事業の相談件数

自立相談支援事業は、暮らし・仕事・家計の困りごと相談室として生活困窮者等からの相談に早期にかつ包括的に応じ、抱える課題を適切に調査・分析し、自立支援計画の作成支援等を行います。福岡県では「グリーンコープ生協ふくおか」に事業を委託し実施しています。

【相談受付数・面談数の推移】

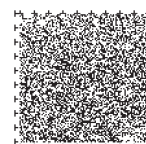
(単位：件)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
新規受付数	11	10	21	11	27
新規面談数	12	4	11	6	18

[資料] 福岡県自立相談支援事務所（遠賀郡・鞍手郡）

(平成28年度～令和元年度：3月末時点、令和2年度：11月時点)

本町の令和2年度新規面談数のうち、自立支援計画の作成件数は11件となっており、うち7件が家計改善計画、4件が就労支援計画となっています。



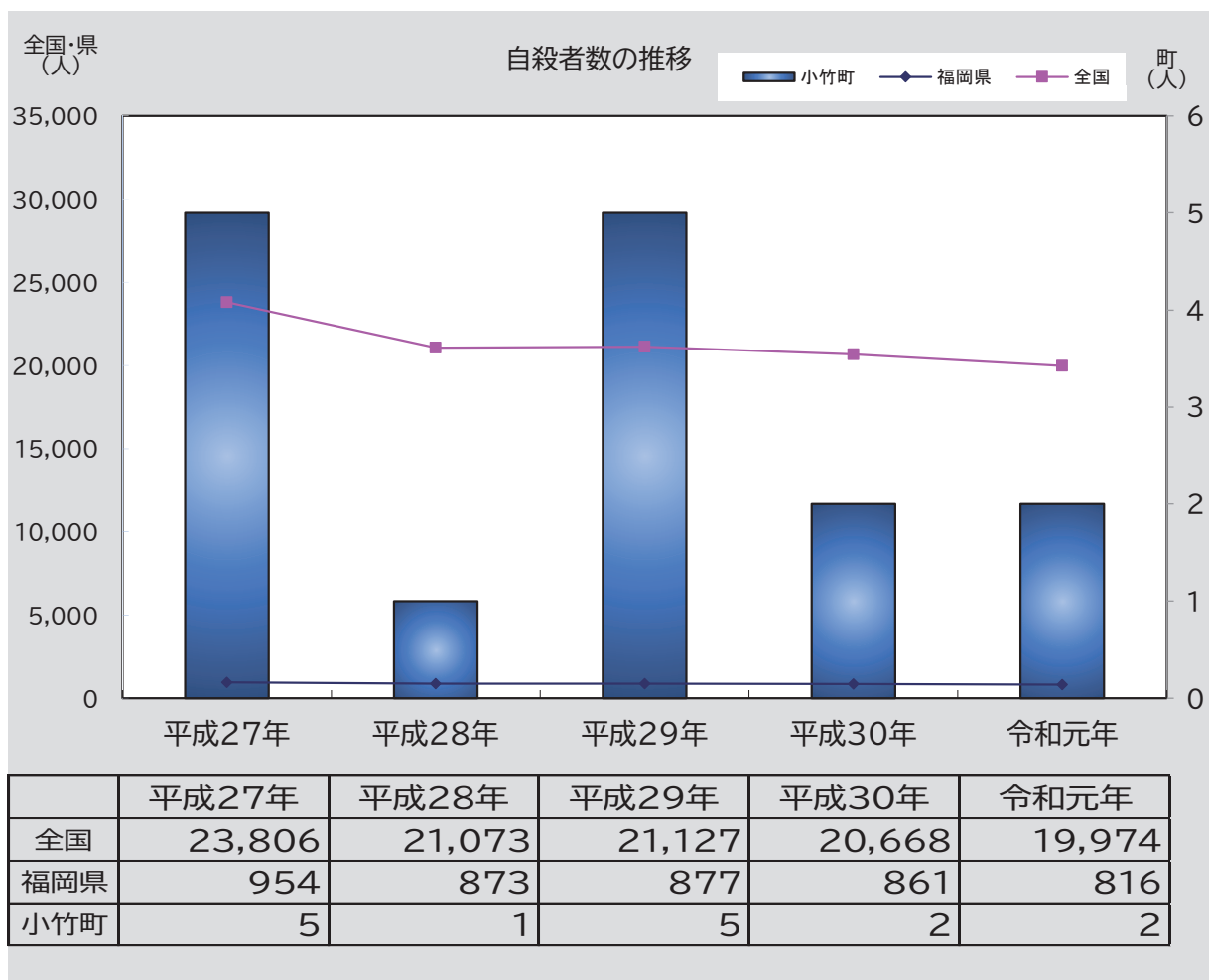
II-6 自殺者等の状況

自殺者等の状況

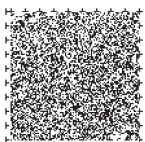
本町においては、高齢世帯、高齢者単独世帯が全体の約4割を占めており、孤独や孤立を要因とする自殺リスクが高い現状があります。

町民のかけがえのない命を守るため、平成31年3月に「いのち支える小竹町自殺対策計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、取組みを進めています。

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
住民基本台帳 人口(人)	8,200	8,158	8,014	7,847	7,751
自殺統計 自殺者数(人)	5	1	5	2	2



[資料] 自殺対策プロファイル (2020 更新版)



II-7 地域福祉計画（第1期）の取組みを振り返って

平成28年3月に策定した「小竹町地域福祉計画」では「支え合い 心ふれあう 福祉のまちづくり」を基本理念として、3つの基本目標を定め、11の施策の柱を展開してきました。策定以降の取組みにおける成果と課題を行政内部で評価し、その結果を「小竹町地域福祉計画策定委員会」に報告しました。

<基本目標Ⅰ 人づくり>

基本方向（Ⅰ） 地域活動参加への意識づくり
転入者に対し、自治会への加入促進を図るため「自治会ってなに?」「小竹町暮らしの便利帳」を配布するなどの対策を行ってきた。自治会加入率は4年間で1.1%減と微減傾向であり、新規転入者は自治会への加入に対して前向きとは言えない傾向がある。 それぞれの地域にあるお祭り（小竹山笠や地蔵まつり等）やイベント（クロスカントリー駅伝大会やハロウィン等）に積極的に関わりを持つ住民が増え、徐々に点から面へ広がりを見せているが、人材の固定化が否めない。 まちづくりひまわり賞顕彰により、地域活動に取り組む個人や団体等を表彰し、広く住民に知ってもらう機会を設けている。
基本方向（Ⅱ） 地域福祉の担い手づくり
老人クラブやふれあいサロン、自主防災組織の運営や花壇整備などの環境美化活動において、地域福祉を支える人材は増えてきているが、固定化、高齢化が課題となっている。民生委員・児童委員には毎年自殺防止対策の一環でゲートキーパー研修を受講してもらい、「命の門番」としての知識の習得に努めている。 地域包括支援センターが実施する「認知症サポーター養成講座」は小学4年生と中学1年生に受講してもらい、若いうちから本町の高齢化対策について考えてもらうきっかけとして有用であると考えている。 社会福祉協議会を中心にボランティア育成について、講演会や研修を実施し、地域活動に関する意識の醸成を図っていく必要がある。
基本方向（Ⅲ） 地域福祉活動の基盤整備
地域における福祉活動を行う団体や組織等に対し、町及び社会福祉協議会から活動費の助成を行ったり、地域担当職員が地域活動に積極的に参加したりと活動しやすい環境づくりを行ってきたところである。地域担当職員制度は住民と行政が互いに顔の見える関係性を構築するきっかけとなった。今後は同規模の自治体で先進的な地域づくりに取り組み、一定の効果を上げている事例等を地域と共有し、互いの役割を考え実践していくことが必要である。



＜基本目標２ 地域づくり＞

基本方向（１） 情報提供体制の充実

町のホームページの充実、ＳＮＳ（フェイスブック・ＬＩＮＥ等）の活用など、広報紙以外にも情報を得るための手段について検討し実施してきた。また自治会長会や民生委員・児童委員協議会において、制度や事業についての説明、周知依頼を行うなど広く情報が行き渡るよう対策を行ってきたところである。

また、防災無線により一斉放送を行うなど、災害時以外にも柔軟な活用を図り、情報提供に努めている。

今後も情報のバリアフリーの推進を図り、効果的な発信手法及びわかりやすい内容の掲載に努める必要がある。

基本方向（２） 地域における交流活動の促進

ふれあいサロン事業については、５年間で実施団体が４か所増え、スタッフの創意工夫で参加者も増えており、見守り支援の一助となっている。

また、中央公民館で開催されているひまわり講座や親育ちサロン、こたけ創造舎で開催されている、個人の趣味や特技を活かした講座やマルシェ、産直市など、多世代交流の機会とともに高齢者の生きがい創出にもつながっている。

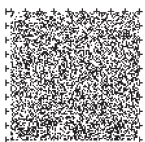
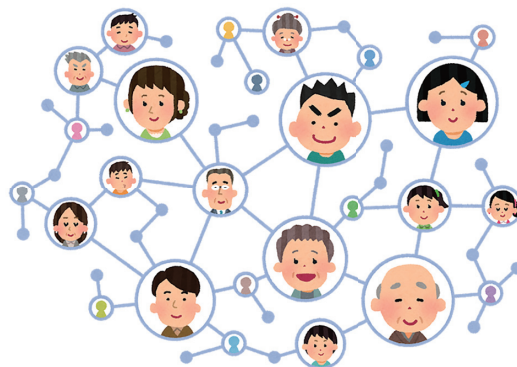
児童館や地域子育て支援センターの利用も増加しており、子育て世代の情報交換、交流の場として機能している。

平成 29 年度から人権講演会時に町内の障がいサービス事業所及び支援施設による作品展示と物販会を実施し、利用者の地域交流活動の場を創出している。

基本方向（３） 地域のネットワーク強化

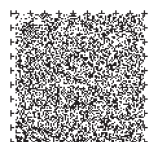
自治会ごとに自主防災組織の立ち上げを行うなど、地域におけるネットワークづくりに取り組んできたが、地区間の温度差もあり、足並みがそろっているとは言い難い。

地域のＮＰＯやボランティア団体について、個々の活動については、積極的に取り組まれているが、活動が町全体に広まっていないことや担い手不足が喫緊の課題である。団体間のネットワークづくりを行うための機会(場)の創出が必要。



＜基本目標３ しくみづくり＞

基本方向（１） 相談体制の充実
住民からの相談があった場合、個々の窓口において受け付け、必要に応じ他課（係）と情報を共有し、個別ケース会議を開催するなど、課題解決に向け対応しているが、相談を受ける職員によって対応に差が生じないよう、職員の相談技術の向上が課題である。また、住民にとってより近いところで相談を受けることができるよう、乳児家庭全戸訪問やサロンへの出張相談の実施など、相談の機会を確保するとともに、相談を受けてから解決までの継続的支援に係る体制づくりが必要である。
基本方向（２） 地域における見守り体制の強化
在宅介護支援センター職員による高齢者の見守りを兼ねた居宅訪問や民生委員・児童委員の戸別訪問により、ひきこもりや生活困窮、虐待等の気になる家庭に関する情報が行政に寄せられることが増えてきた。また、小学生の登下校時の見守りなど、地域において見守りに対する意識が醸成されてきている。住民からの情報や相談を受ける行政窓口の集約化及び周知が必要である。
基本方向（３） 福祉サービスの適切な利用促進
福祉サービスを必要とする人のニーズに合わせ、柔軟にサービスの決定を行うなど、適切な利用について事務処理を行っている。サービスが必要な時にきちんと情報を得ることができるよう、相談体制の充実や、職員の窓口対応技術の向上、分かりやすい情報発信に努める必要がある。
基本方向（４） 権利擁護体制の充実
成年後見制度については、住民への周知が不十分であることは否めないが、家族関係の希薄化が進む中で、首長による後見申立てを行うなど、被後見人に寄り添った支援を行っている。社会福祉協議会が実施主体となる日常生活自立支援事業については、利用者は少ないものの、金銭管理を含め生活状況の確認等が定期的に行われている。 虐待対応については、マニュアルの整備等前進しているものもあるが、関係機関（警察や基幹相談支援センター等）との連携など、ケースが発生した都度の対応となり、包括的な支援ができるような組織体制づくりを行う必要がある。
基本方向（５） 避難行動要支援者支援体制の充実
指定避難所における福祉避難スペースの確保や町内社会福祉法人との福祉避難所の協定締結など避難行動要支援者が安心して避難できるよう制度づくりを進めている。避難行動要支援者台帳の整備や自主防災組織、社会福祉法人等との情報共有、連携が今後の課題である。



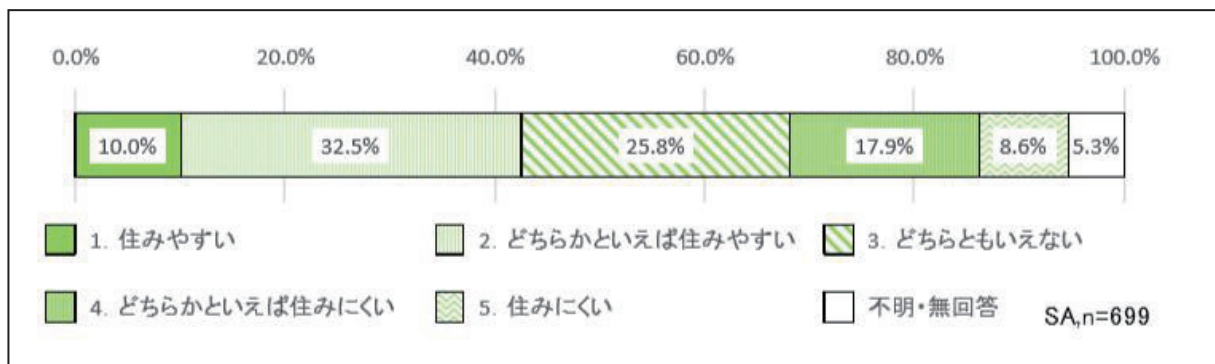
II－8 地域課題の抽出

(1) 住民アンケート

①まち・ひと・しごと創生 小竹町人口ビジョン・総合戦略アンケート
調査結果（令和元年10月調査）

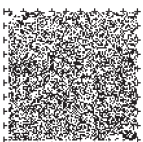
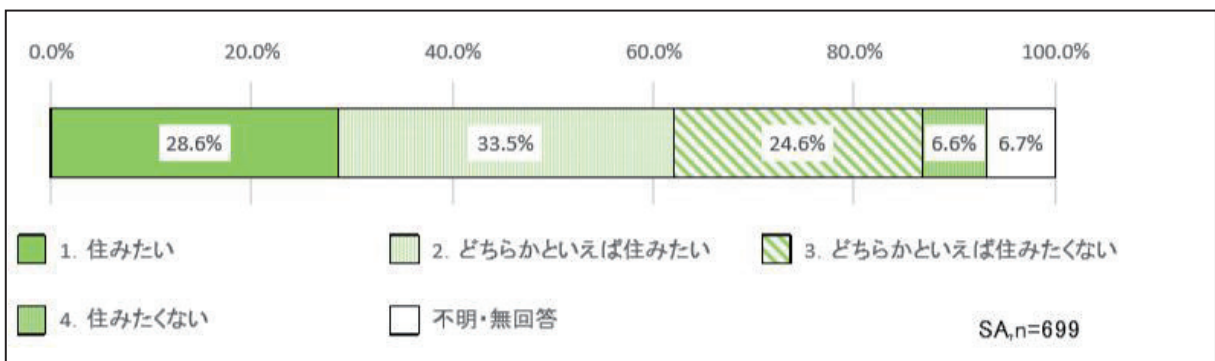
・小竹町の住みやすさについて

住みよいと感じるかについては、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」を合わせると 42.5%、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を合わせると 26.5%であり、「どちらかといえば住みやすい」の割合が最も高い結果となっています。



・居住意向について

今後も小竹町に住み続けたいかどうかについては、「住みたい」「どちらかといえば住みたい」を合わせると 62.1%、「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」を合わせると 31.2%であり、「どちらかといえば住みやすい」の割合が最も高い結果となっています。

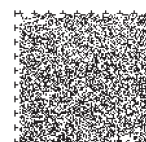
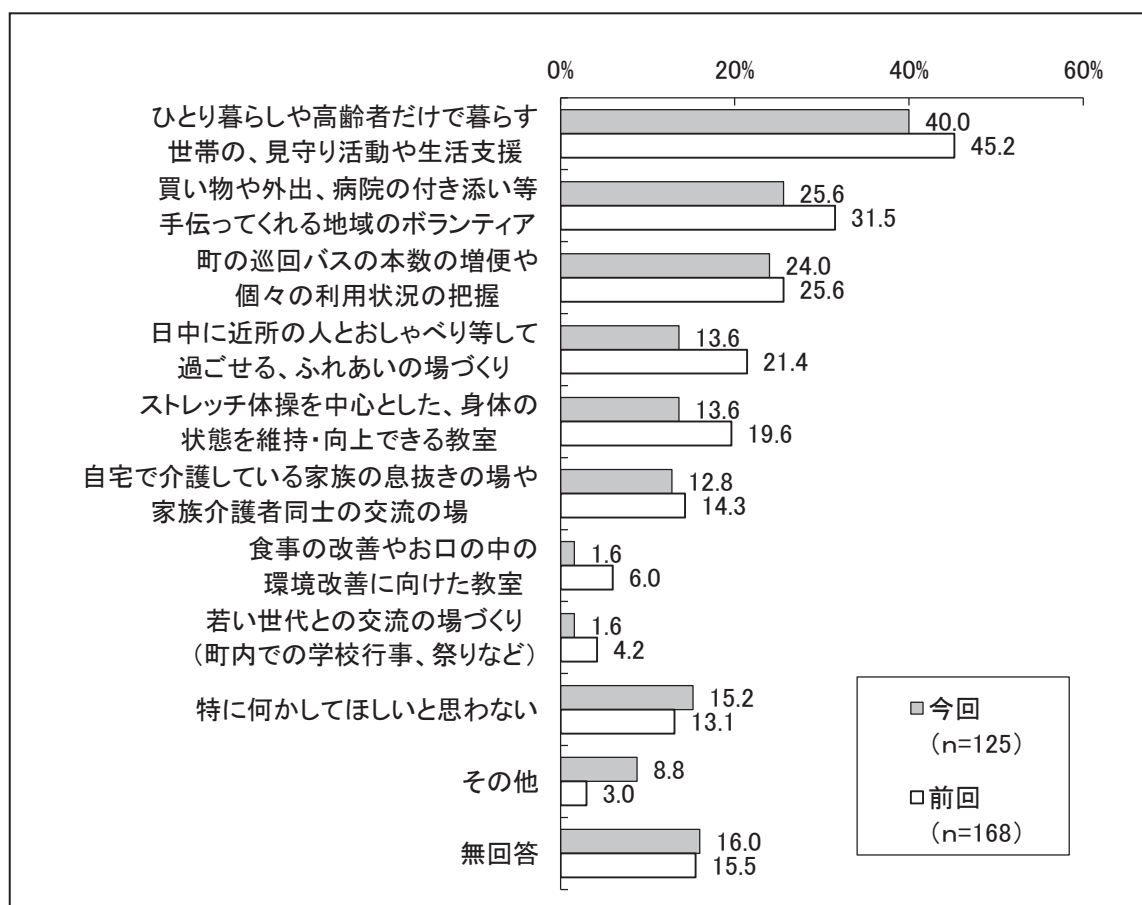


②高齢者の保健福祉に関するアンケート調査結果（令和2年8月調査）

・今後、地域での生活を充実させるために町に取り組んでほしいこと

今後、地域での生活を充実させるために町に取り組んでほしいことでは、「ひとり暮らしや高齢者だけで暮らす世帯の、見守り活動や生活支援」（40.0%）が最も多く、次いで「買い物や外出、病院の付き添い等手伝ってくれる地域のボランティア」（25.6%）、「町の巡回バスの本数の増便や個々の利用状況の把握」（24.0%）となっています。

前回調査結果と比較すると、「ひとり暮らしや高齢者だけで暮らす世帯の、見守り活動や生活支援」「買い物や外出、病院の付き添い等手伝ってくれる地域のボランティア」「日中に近所の人とおしゃべり等して過ごせる、ふれあいの場づくり」「ストレッチ体操を中心とした、身体の状態を維持・向上できる教室」等の割合が低くなっています。



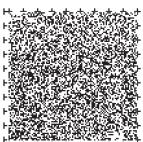
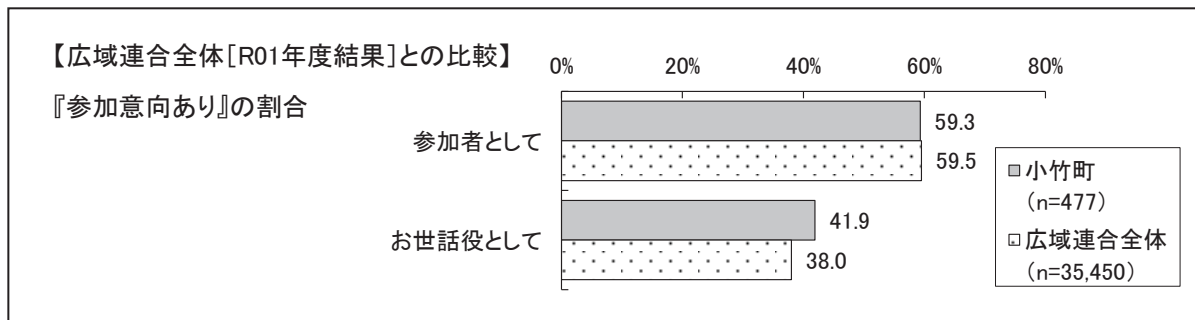
③福岡県介護保険広域連合 高齢者生活アンケート調査結果（令和2年6月調査）

・地域づくりへの参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、『参加者として』の参加意向は「参加してもよい」が49.1%で最も多く、これに「是非参加したい」（10.3%）をあわせた参加意向ありは6割弱（59.3%）を占めています。

『お世話役として』の参加意向は「参加したくない」が54.7%で最も多く、「是非参加したい」（3.4%）と「参加してもよい」（38.6%）をあわせた参加意向ありは41.9%となっています。

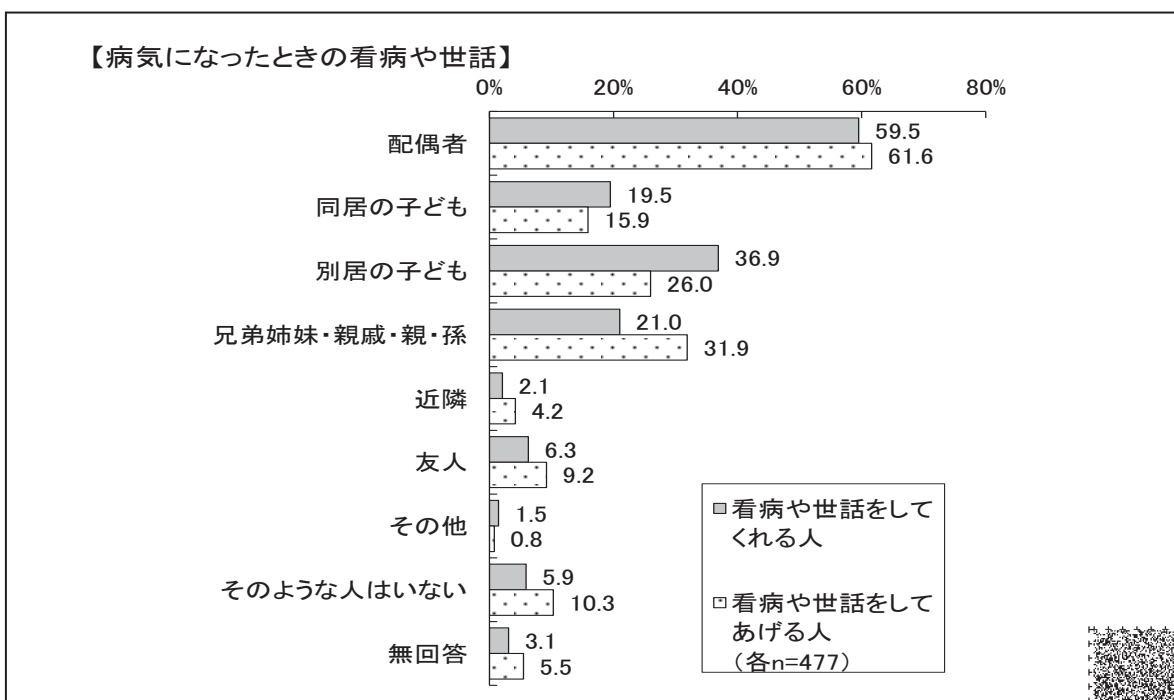
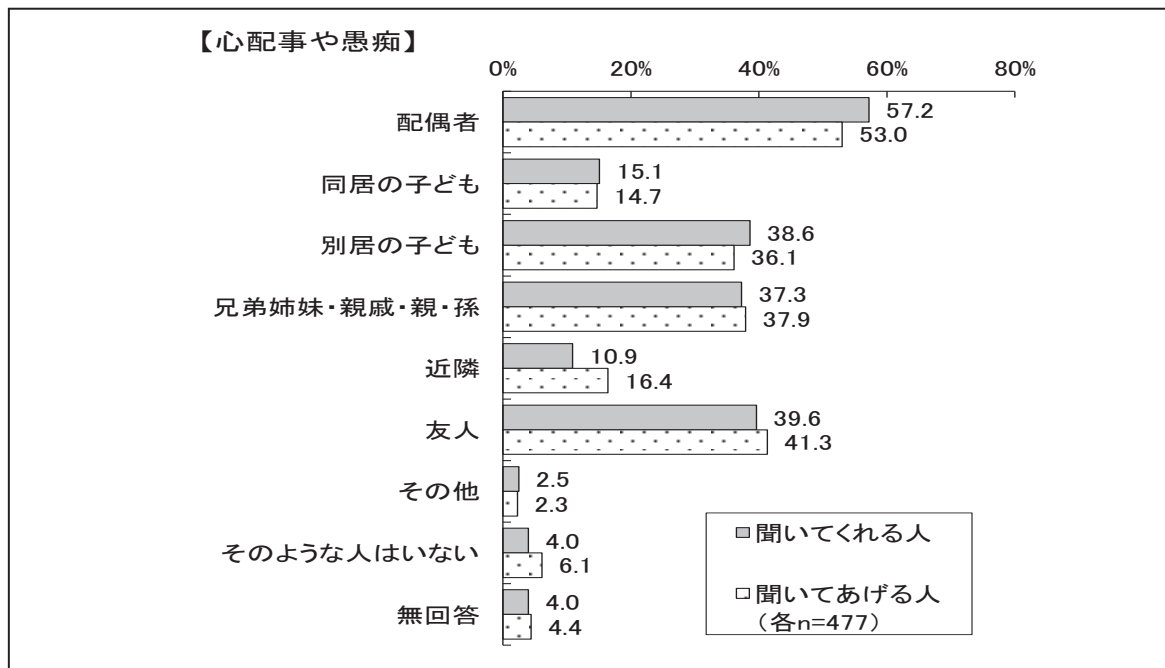
広域連合全体と比較すると、『参加者として』『お世話役として』はともに、参加意向ありの割合が広域連合全体と同程度となっています。



・たすけあいの状況

たすけあいの状況について、心配事や愚痴など『あなたの話を聞いてくれる人（あなたが相談をする相手）』『あなたが話を聞いてあげる人（あなたに相談をする人）』はともに「配偶者」が最も多くなっています。また、「友人」や「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「別居の子ども」もこれに次いで4割前後と多くなっています。

病気になったときの看病や世話については、『看病や世話をしてくれる人』『看病や世話をしあえる人』ともに「配偶者」が6割前後を占めて最も多くなっています。また、「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「同居の子ども」は1割半ば～3割半ばを占めており、「友人」や「近隣」などの家族・親族以外の人

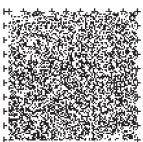
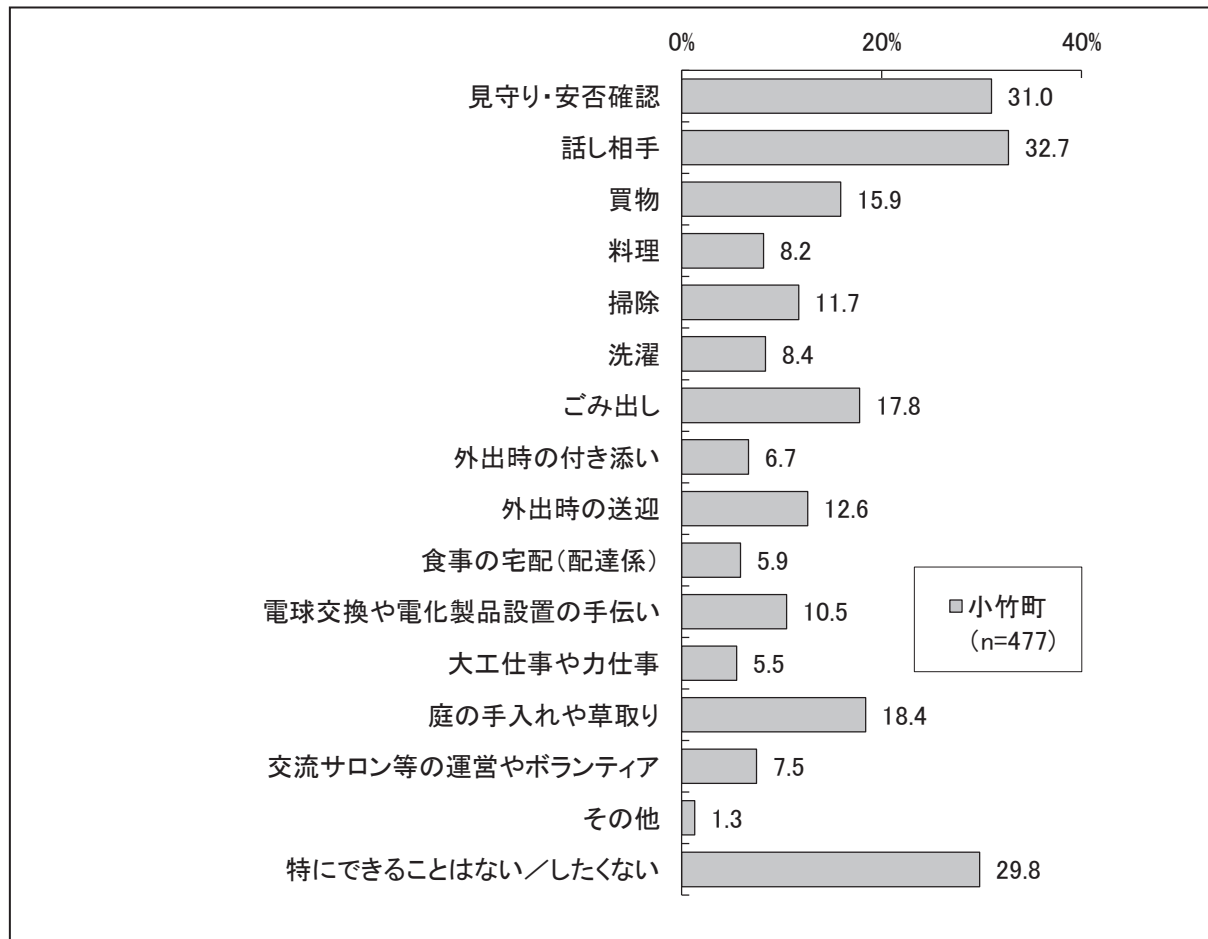


・ボランティア活動としてできること

生活支援ボランティアの参加意向は、「話し相手」（32.7%）が最も多く、次いで「見守り・安否確認」（31.0%）、「特にできることはない／したくない」（29.8%）となっています。

「生活支援ボランティアとは」

高齢化が進む中、ひとり暮らしの人や夫婦のみの高齢者世帯も増えており、生活する上で、ちょっとした手助けを必要とする人も多くなっています。このような“ちょっとした手助け”を行うのが「生活支援ボランティア」です。元気な高齢者の皆さんにも、ご自分の特技や経験などを活かして、生活支援ボランティアとして活躍していただくことが期待されています。

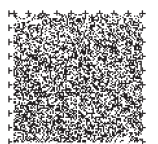
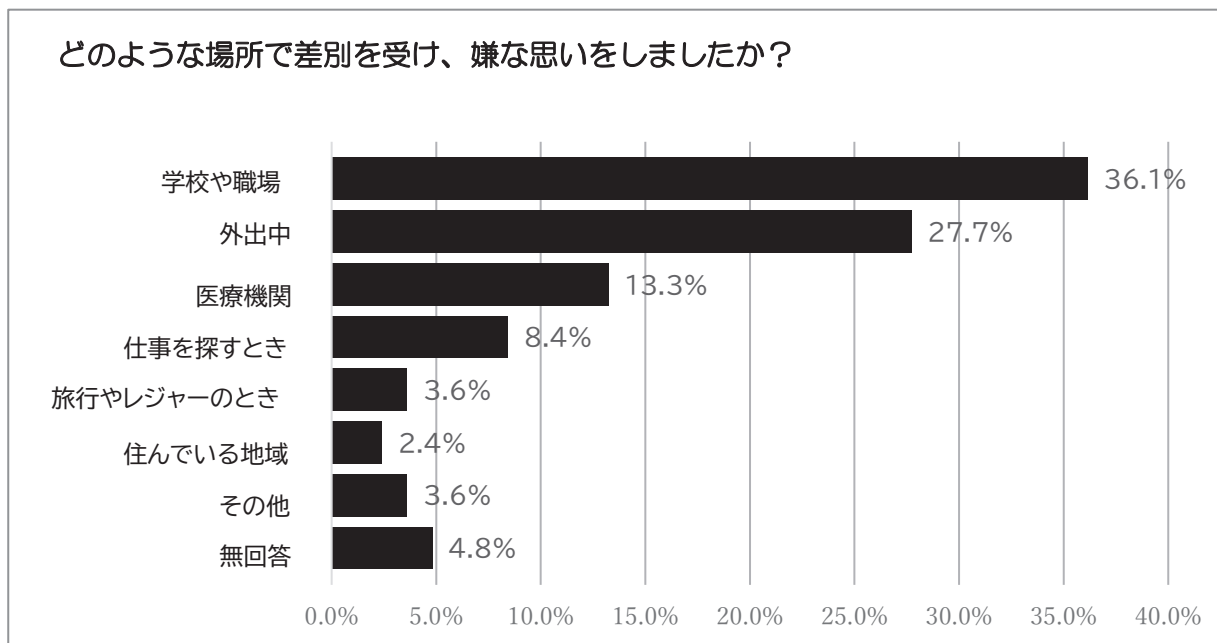
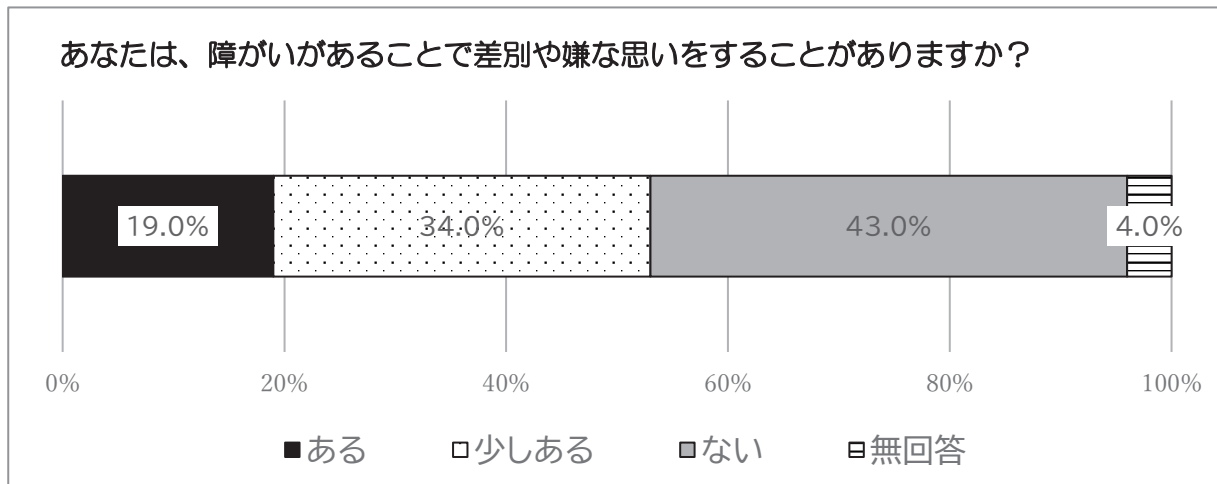


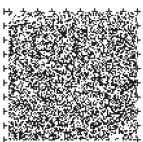
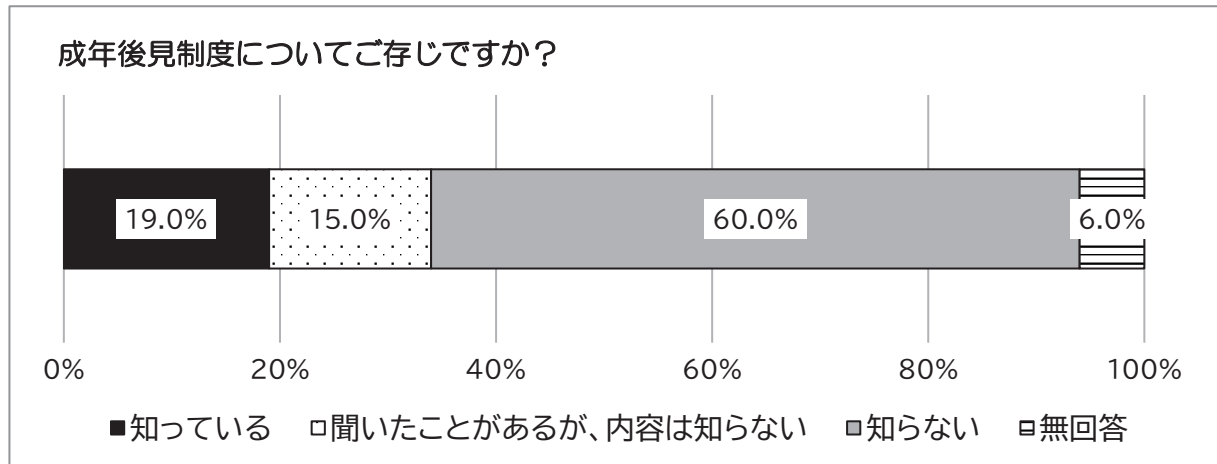
④障がい福祉計画策定に係るアンケート調査結果（令和２年９月調査）

・障がい児者の権利擁護について

障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことのある人の割合が「ある」「少しある」を合わせると５０％を超えており、一日のうち一番長い時間を過ごす学校や職場で、そのような思いをしている人の割合が最も高くなっています。

成年後見制度の認知度について、「知らない」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した人の割合が７５％となっており、制度の活用について周知を図る必要があります。

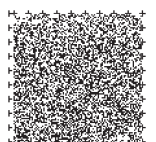
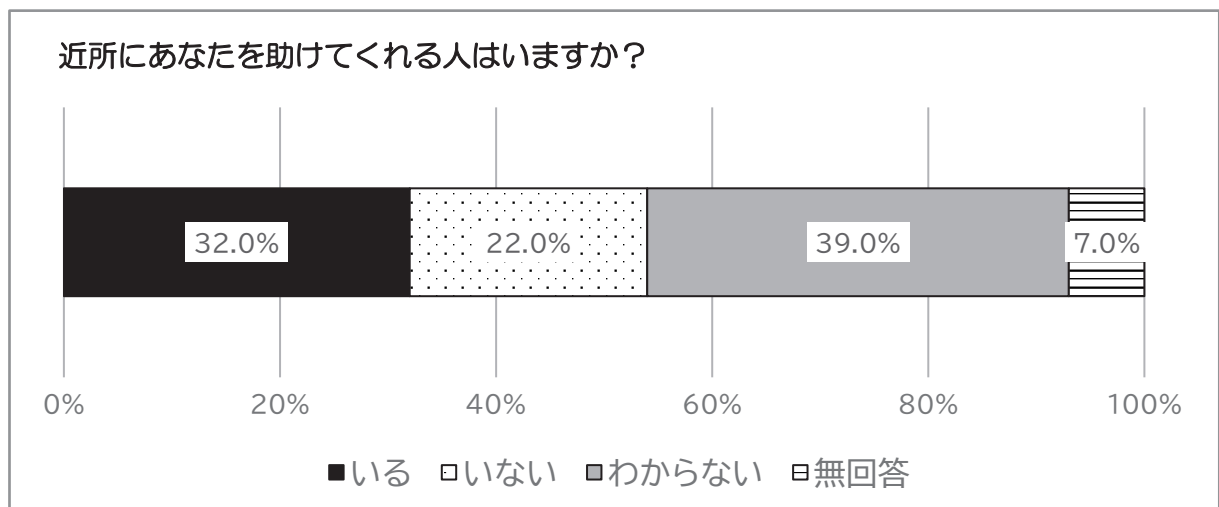
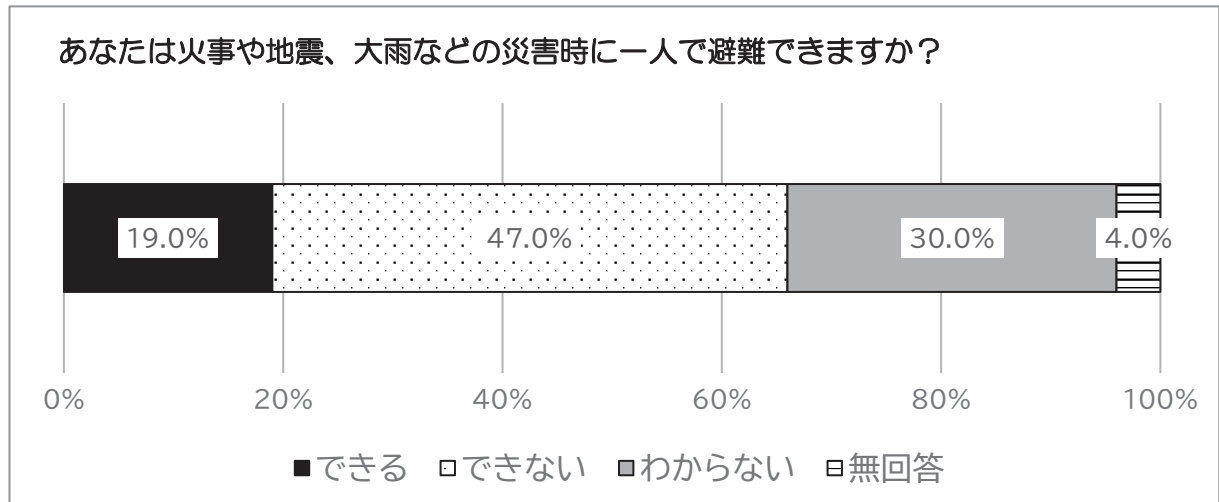


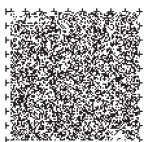
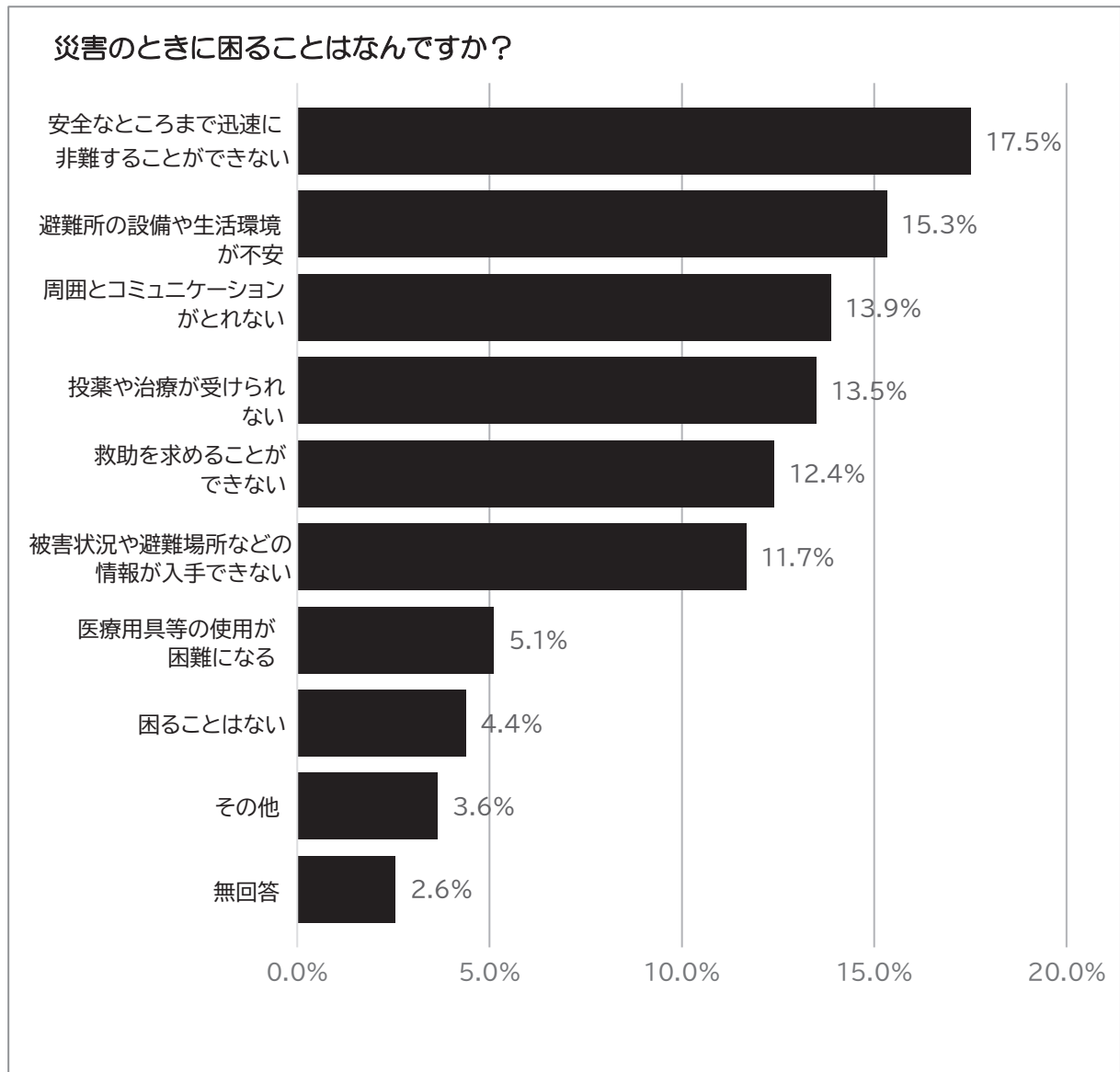


・災害時の避難について

災害時に一人で「避難できない」人の割合が47%と最も高く、「わからない」と答えた人も30%と高い割合となっています。

また、近所に助けてくれる人が「いない」又は「わからない」と答えた人の割合が61%となっており、地域の関係性の希薄化が危惧される結果となっています。

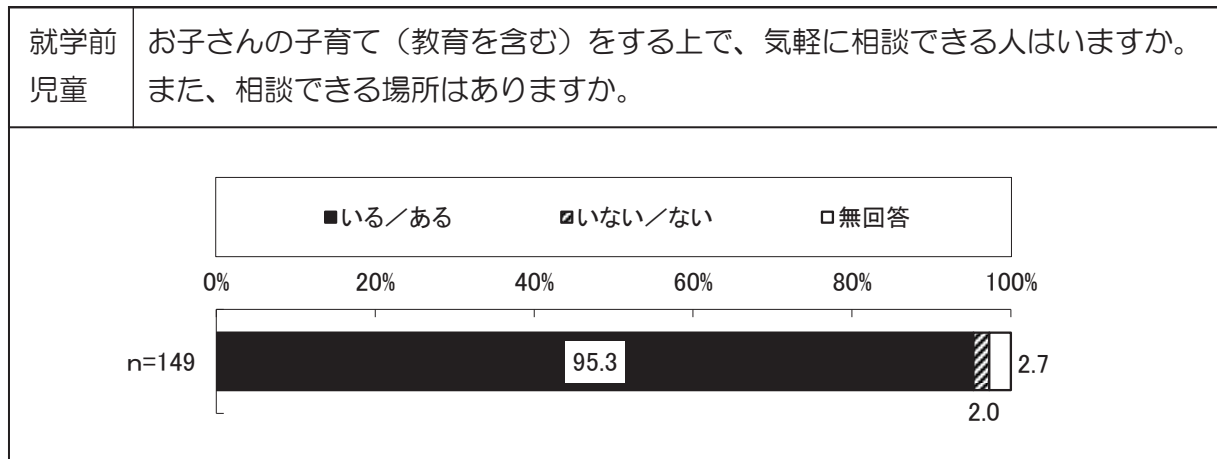




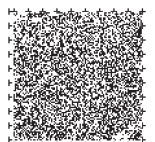
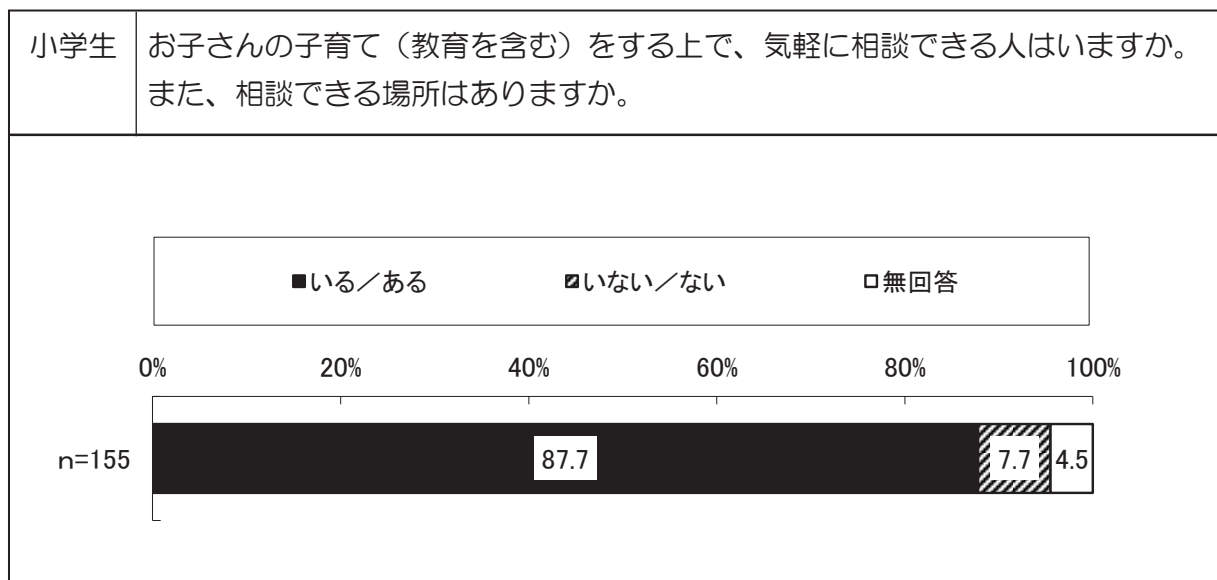
⑤子育てに関するアンケート調査（平成30年12月調査）

・子育てをする上での相談相手の有無

就学前児童の保護者に対するアンケートで、子育てをする上での相談相手の有無については、「いる／ある」が95.3%、「いない／ない」は2.0%となっています。

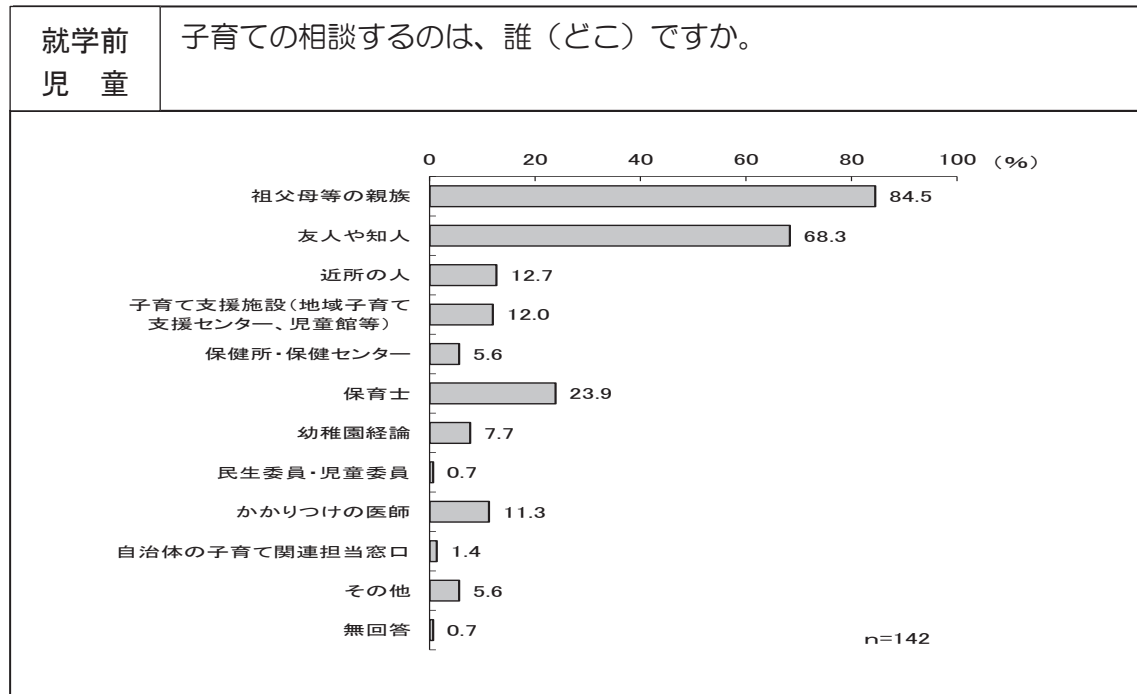


小学生の保護者に対するアンケートで、子育てについて相談できる人の有無では、「いる／ある」（87.7%）が9割近くを占めています。

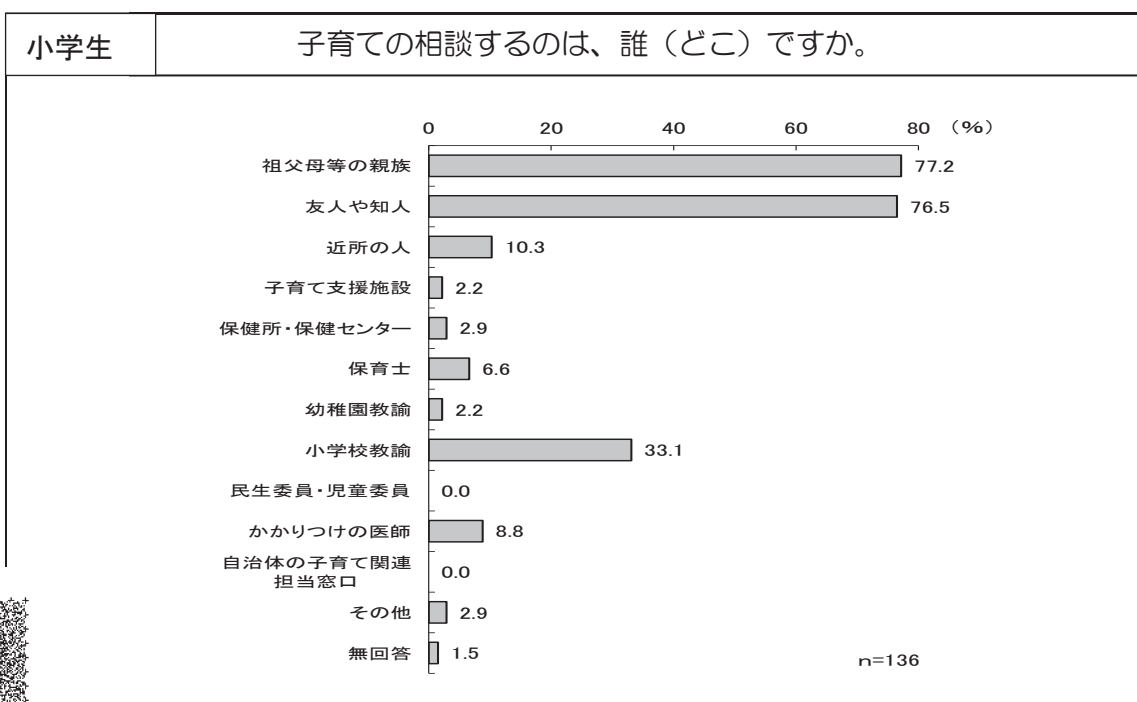


・子育てをする上での相談相手

就学前児童の保護者に対するアンケートで、子育ての相談相手について、「祖父母等の親族」（84.5%）が最も多く、次いで「友人や知人」（68.3%）となっています。



小学生の保護者に対するアンケートで、子育てについて相談できる人がいる（ある）人に相談先をたずねたところ、「祖父母等の親族」（77.2%）が最も多く、次いで「友人や知人」（76.5%）と、身近な人に相談する割合が高くなっています。また、「小学校教諭」（33.1%）に相談する人の割合も高くなっています。



(2) 関係団体等とのワークショップ

① 実施概要

下記の13団体と、「日頃の活動内容について（目標・成果・課題）」「地域の困りごと」「その困りごとを解決するために自身（地域・団体）でできること」「担い手不足に対する対策」等について意見交換を行いました。

② 開催日程等

期日	時間	団体名	備考
11月11日	10:00～	①小竹町自治会長会 ②小竹町消防団 ③小竹町民生委員・児童委員協議会 ④居宅事業者連絡会 ⑤手をつなぐ親の会 ⑥小竹町ふれあいサロン ⑦小竹町社会福祉協議会 ⑧小竹町在宅介護支援センター	参加者12人 場所：小竹町役場
11月13日	19:00～	⑨NPO 法人リトルバンブー	参加者6人 場所：小竹町役場
12月14日	15:00～	⑩久住会 ⑪小竹福祉会 ⑫小竹御徳会 ⑬小竹町社会福祉協議会	参加者7人 場所：小竹町役場

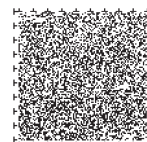
(3) 町職員へのアンケート

① 実施概要

現在、本町の地域活動の主たる担い手であるシニア層と仕事や子育てにおける現役世代との地域活動に対する考え方の差異を把握するため、町職員全員にアンケートを実施しました。

② 調査及び回収結果

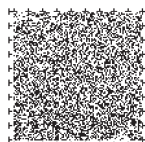
調査対象	町職員147名
回収数（回収率）	124件（84.4%）
調査期間	令和2年11月30日～令和2年12月7日
調査項目	・地域生活について ・地域福祉に対する意識や活動について 全11問



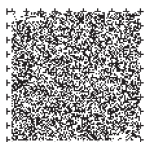
(4) 課題の整理

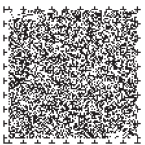
地域住民等の意識や課題認識の把握（ワークショップ、アンケート等）を踏まえ、地域福祉の推進に向けた課題を次のように整理しました。

小竹町の状況から見えること・言えること	・自治会に加入しない人、脱退する人が増加している。 ・自治会への加入を促進する必要がある。 ・自治会加入をメリット、デメリットで判断している。 ・家族や地域との関係が希薄な単身高齢者が増加 ・いざという時は、遠くの身内より隣近所の声掛けや支援が必要 ・消防団による定期巡回パトロールにて、空き家の把握を行い、災害時に備えている。 ・災害時要配慮者に対する個別避難計画が必要	課題①	つながりの希薄化や災害時の対応力向上への対策が必要
	・自らSOSの発信ができない人たちがいる。 ・コロナ禍において、外出控え、閉じこもりが増加 ・顔の見える関係性がないと信頼は築けない。 ・福祉は当事者たちだけの問題という認識「他人事」 ・「支え手」「受け手」という関係性でなく、互いに幸福と思える意識の醸成が必要	課題②	お互いさまの意識の醸成が必要
	・地域活動等の担い手や後継者がいない。 ・地域活動等を担うボランティアやスタッフの高齢化が深刻化している。 ・地域活動に参加しようとする若い世代が少ない。 ・地域活動に参加する人が固定化している。 ・担い手確保のための良い策が思いつかない。 ・活動を行う上での資金調達、確保が困難 ・高齢者の働く場や生きがいづくりが必要	課題③	地域活動の担い手不足への対応が必要
	・移動手段や買い物に困難をきたしている人がいる。 ・福祉サービスを利用していない人の対応が困難 ・子どもだけでなく親にも寄り添うことが重要 ・福祉課題が複雑化、複合化しているため、支援関係機関の連携が必要 ・様々な福祉課題に対応できる専門職のスキル向上が必要	課題④	複合的な課題や制度の狭間の課題等への対応が必要
	・町内に食事をしながら集える場所が少ない。 ・多世代交流の機会や場が少ない。 ・自治会の区域を超えた関係性づくりが必要 ・地域資源（場所・制度等）に何があるか分からない。 ・困ったときに相談するところが分からない。	課題⑤	誰もが気軽に集える場の創出と適切な情報の入手手段が必要
	・自殺念慮を抱く未成年者が増加している。 ・虐待ケースの増加に伴い、家族の丸ごと支援が必要 ・家族関係の希薄化がネグレクトや金銭問題等の虐待につながっている。	課題⑥	権利擁護支援の強化が必要



Ⅲ 計画の基本方針





Ⅲ－１ 計画の基本理念

「住み慣れた地域で、安全に安心して暮らしていくこと」が多くの住民の願いであり、町が目指すべき姿です。第５次小竹町総合計画の基本テーマの１つである、「優しさを感じ住みたいと思える町」の実現を目指し、本町においても様々な地域福祉の充実を図るための取組みを進めてきました。

本計画においても前計画の取組みを継承するとともに、３８ページに整理した課題解決を図り、地域共生社会の実現に資する新たな取組みを推進していけるよう、みんなが互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を目指し、基本理念を【**みんなが主役 つながり育む こたけまち**】とします。

【基本理念】

みんなが主役 つながり育む こたけまち

Ⅲ－２ 計画の基本目標・基本施策

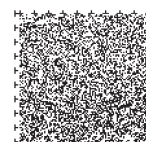
基本理念の実現に向け、本計画では２つの基本目標を掲げ、これを達成するために８つの基本施策を設定し、地域共生社会の実現に向けた取組みを複合的に進めていきます。

基本目標１ 「わがごと」の地域づくり

住民それぞれが他人事になりがちな地域づくりを自分のこと（我が事）としてとらえ、「お互いさま」の気持ちを育み、支え合いながら安心して暮らせるよう、地域における「人づくり、居場所づくり、関係づくり」に取り組めます。

基本目標２ 「まるごと」の支援体制づくり

地域生活における課題に直面したときに気軽に相談できる環境をつくるとともに早期発見ができる体制づくりを進めます。また、権利擁護機能の強化や複合的な課題に対応できるよう分野を横断する包括的な支援体制の構築に取り組めます。



基本施策① 安心して暮らせる地域の関係づくり

隣近所や地域内において、日頃のあいさつや声掛けなど互いに顔の見える関係づくりを行い、緊急時や災害時に地域で助け合える体制づくりに取り組みます。

基本施策② お互いさまの支え合いづくり

「福祉」は支援を必要とする人と支援者だけの問題と「他人事」にせず、「我が事」としてとらえられるよう、また、「支え手」「受け手」の関係を超えて「お互いさま」と思えるような意識の醸成に取り組みます。

基本施策③ みんなが主役のまちづくり

地域共生社会の実現を目指し、まちづくりや福祉活動等に関する情報が広く住民に伝わるよう情報発信の手法を工夫し、地域参画の気運が高まるような取組みを推進します。

基本施策④ 地域福祉を担う多様な人づくり

自治会役員や民生委員・児童委員、各種団体等のスタッフなど一部の地域リーダーに負担がかかりすぎることのないよう、地域福祉活動に関わる人材の発掘や確保に努めるとともに、地域リーダー間のネットワークづくりを支援します。

基本施策⑤ 課題解決に向けた包括的な相談体制の構築

複雑化・複合化する地域生活課題解決のため、住民からの相談を「丸ごと」受け止め、専門相談機関との連携を図り、解決までの伴走的支援を行う相談専門員の配置に取り組みます。

基本施策⑥ 地域資源を活かした拠点づくり

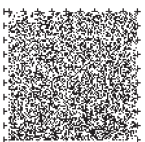
誰でも気軽に立ち寄れる場や参加できる活動の機会をつくり、住民に広くその情報が伝わるよう情報の集約を行い、地域資源の整理を行います。

基本施策⑦ 権利擁護支援の強化

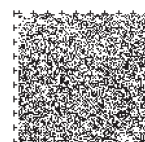
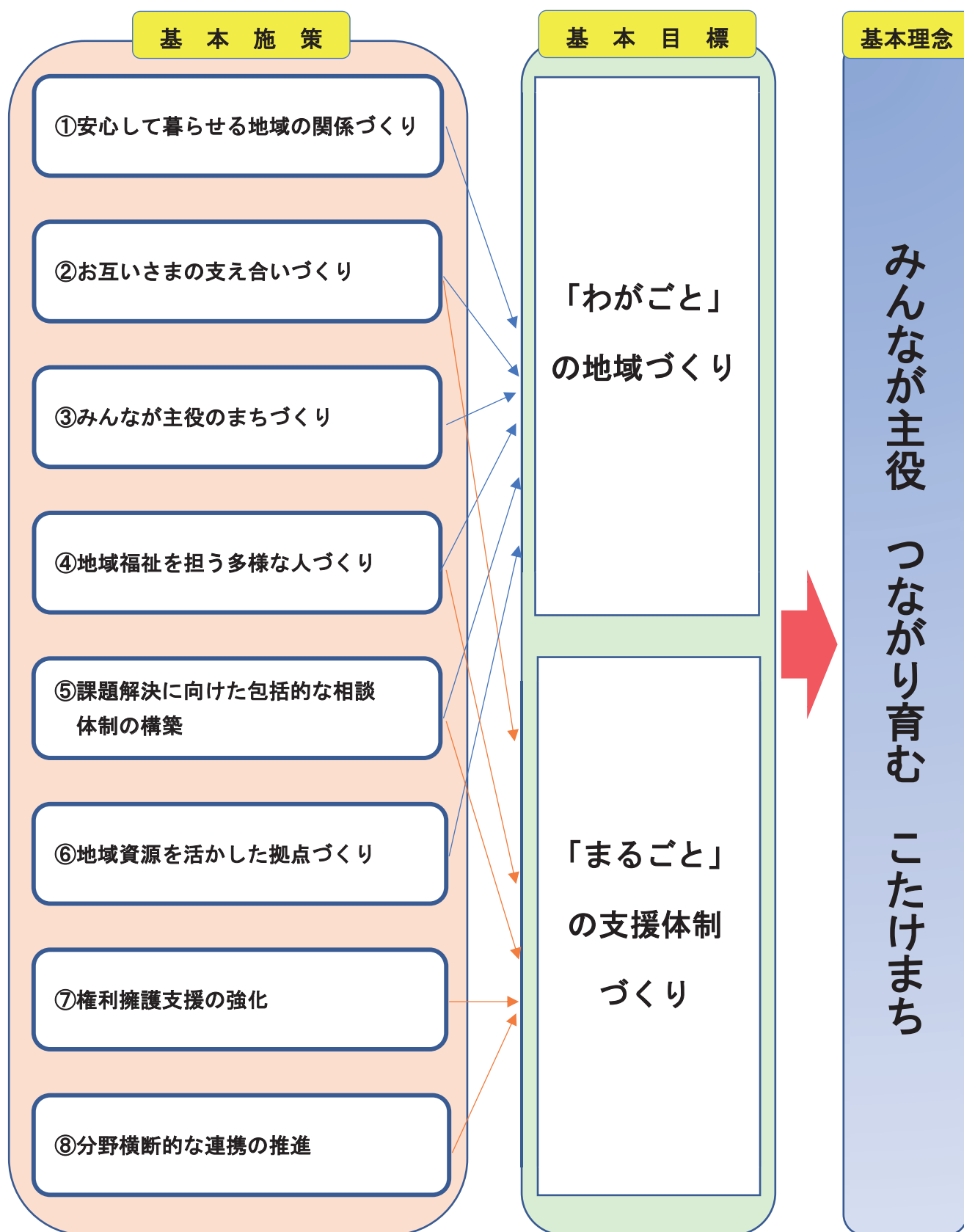
成年後見制度の周知・啓発活動を行うとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者、障がい者、児童への虐待防止、またDVの防止啓発の取組みを行います。

基本施策⑧ 分野横断的な連携の推進

8050問題やひきこもりなど様々な課題が複合化しているケースや制度の狭間にあるような課題を解決していくため、多機関連携の体制づくりに取り組みます。



Ⅲ－３ 計画の体系



～「withコロナ」時代における地域の支え合いについて～

令和2年、新型コロナウイルス感染症が流行し、本町においても数名の感染者が発生しました。

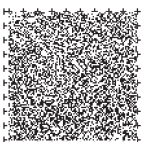
感染拡大を防ぐため、「3密（密閉・密集・密接）」を避けることが求められ、各種イベントの中止や学校の休校、各種施設の休館にあわせて、不要不急の外出については自粛要請が行われました。

本町においても、高齢者のふれあいサロンや認知症カフェ、地区行事などの開催見合わせ、民生委員・児童委員による訪問活動の自粛など、地域で行われていた交流や見守り活動にも大きな影響を及ぼしました。

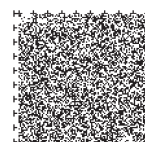
そのような状況下の中でも

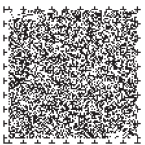
- ・地域包括支援センター職員による各地区での総合相談
 - ・民生委員・児童委員による電話での安否確認
 - ・ふれあいサロンスタッフによる声かけや電話での安否確認
- など、地域での見守りや支援を継続してきました。

新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら日常生活を送るため、国から「新しい生活様式」が示され、本町においても、広報紙にて、「毎日の健康チェック」や「せきエチケットの徹底」などを呼びかけてきました。日常生活のあらゆる場面で感染防止を意識することが求められる現在、「withコロナ」の中で地域での交流や見守りを途絶えさせることのないよう、新しい形での「地域の支え合い」について、住民のみなさんと共に考えていきます。



IV 地域福祉の推進に向けた取組み





IV-1 基本施策の取り組みの推進

アンケート結果や各団体とのワークショップでの意見をもとに設定した基本施策ごとに、現状と課題、主な取り組みを示し、「自分たちが取り組むこと」、「地域ぐるみで取り組むこと」、「行政や社協が取り組むこと」の3つの視点から役割を整理しました。

地域共生社会の推進を図るため、互いに協力し、連携をとりながら取り組んでいくこととします。

基本施策①

安心して暮らせる地域の関係づくり

現状と課題

- ・自治会への加入者が減少している。
- ・家族や地域との関係性が希薄な単身高齢者が増加している。
- ・空き家が増え、環境美化や防犯上不安である。
- ・災害時の避難に不安がある。（避難のタイミング、場所、経路、支援者など）

主な取り組み

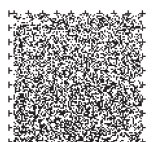
- ・地域における支え合いと見守り支援の充実
- ・地域の防犯・防災力、災害対応力の強化
- ・避難所運営体制の構築

取り組み事例

①防災訓練



町をあげての一斉訓練や防災に対する研修会を開催し、住民の防災対策に関する意識の啓発に努めるとともに、各地域で組織されている自主防災組織の活動を支援します。あわせて、自治会、消防団、民生委員等とのネットワーク強化を推進します。



自分たちが 取り組むこと	◇隣近所同士で互いにあいさつや声掛けをします。 ◇地域の見守り活動に可能な限り協力します。 ◇地域の防災訓練に積極的に参加します。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇あいさつや声掛け活動を推進します。 ◇地区行事等への参加を積極的に呼びかけます。 ◇地域ぐるみで防災訓練を実施します。
行政や社協が 取り組むこと	◇災害対応研修の実施及び防災訓練の支援を行います。 ◇指定避難所における福祉避難スペースの確保や福祉避難所の運営、ボランティアの育成に取り組みます。 ◇防犯対策の観点から、空き家の把握及び利活用の方法について検討します。

行政・社協の取り組み

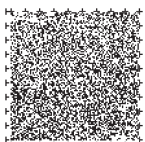
事業・取組	概要	担当課等
自治会と連携した地域 担当職員による空き家 調査	防犯対策の観点から、定期的に町内の空き家の実態調査を実施し、現状把握を行います。	企画調整課 (全職員)
ひとり暮らし高齢者等 見守り事業	「見守りネットふくおか」に加盟する事業者と協定を交わし、一人暮らし高齢者等の異変を察知した際は町に通報してもらい情報の収集を行います。	福祉課
避難行動要支援者登録 制度の運用	高齢者や障がいのある人など、災害時に自ら避難することが困難な人の把握に努めるとともに、平常時の見守りネットワークの構築を推進します。	総務課 福祉課 社会福祉協議会

取り組み事例

②新規転入者への自治会案内



地域福祉を推進していくために自治会は住民主体の重要な地域づくりの単位組織となります。小竹町への新規転入者に対し、自治会活動のパンフレットを渡し、自治会への加入を推進しています。



基本施策②

お互いさまの支え合いづくり

現状と課題

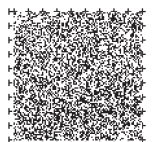
- ・困ったときに自らSOSが出せず、問題が深刻化してしまうことがある。
- ・高齢、障がい、若者などの属性に関係なく、地域社会から孤立してしまっている人たちがいる。
- ・福祉は支援を必要とする人と支援者だけの問題だと「他人事」としてとらえられている。

主な取組み

- ・地域活動への参加促進と交流の機会づくり
- ・地域福祉に対する「お互いさま」の意識の醸成
- ・困りごとをキャッチしやすい環境づくり

自分たちが 取り組むこと	◇隣近所と顔の見える関係をつくれます。 ◇困ったときは、一人で抱えず、誰かに相談します。 ◇様々な相談先の情報を収集しておきます。 ◇性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わりなくお互いを尊重します。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇困りごとを抱えた人や家庭に早めに気づけるよう日頃から声を掛け合います。 ◇老人クラブ、ふれあいサロン等の活動を通して高齢者の状態の変化等に気がつけるようにします。
行政や社協が 取り組むこと	◇多世代交流が可能な場所・機会づくりを推進します。 ◇ボランティア活動支援を行います。 ◇地区民生委員・児童委員と連携を密にし、早期の課題発見解決に努めます。

行政・社協の取組み

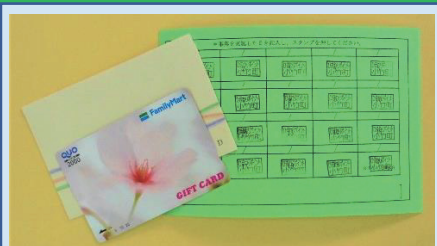


行政・社協の取り組み

事業・取組	概要	担当課等
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域において、子育ての手助けをしてほしい人(お願い会員)と子育てのお手伝いができる人(お助け会員)が会員となり、育児等について助け合う相互援助事業で、子育て世帯への支援の充実を図ります。	福祉課
緊急通報体制整備事業	一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病や災害時など緊急時にSOSを発信することができるよう設備を整え、迅速な対応を図ります。	福祉課
ボランティアの育成	ボランティア等に関心のある人を対象に講座や研修会の機会を提供するとともに、活動費の助成を行います。	社会福祉協議会

取り組み事例

①介護予防ひまわりポイント事業

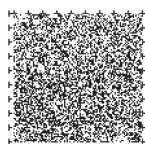


町の健診、ボランティア活動や集いの場に参加することでポイントが付与され、20ポイント集めると2,000円のクオカードと交換ができる事業です。多くの65歳以上の高齢者が事業に参画し、生きがいづくりにつながっています。

②ふれあい電話



在宅単身高齢者の日々の寂しさの解消や安否確認を目的に、ボランティア団体「ふれあい電話やまびこ」による電話での話し相手や訪問活動ボランティアが行われています。



基本施策③

みんなが主役のまちづくり

現状と課題

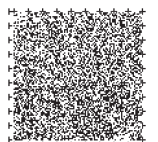
- ・自分の住んでいる地域に対する思いが希薄である。
- ・自ら地域活動に関わろうとする意識が薄い。
- ・必要なところに必要な情報（場所や制度、地域資源など）が行き届いていない。

主な取り組み

- ・地域福祉に関する意識の醸成
- ・地域活動へのきっかけづくり
- ・積極的な情報発信と情報のバリアフリーの推進

自分たちが 取り組むこと	◇町の広報紙や地区回覧板に目を通すようにします。 ◇町のLINEやホームページにアクセスし、情報収集に努めます。 ◇自分の住んでいる地域に愛情を持ち、積極的に地域行事等に参加します。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇地域を担う次世代が興味を持ち、参画できる工夫や働きかけを行います。 ◇多世代が交流できるような地域活動に取り組みます。 ◇地区等で実施する行事の積極的な周知に努めます。
行政や社協が 取り組むこと	◇先進的な地域福祉の活動事例について、関係機関と情報共有します。 ◇町の施策や事業については、最新の情報提供に努め、各種手段を用いて周知を図ります。 ◇地域活動に貢献した団体や個人を表彰し、まちづくりの気運を高めます。

行政・社協の取り組み



行政・社協の取組み

事業・取組	概要	担当課等
小竹町人材育成事業	町内の地域活動団体が自主的に行う公益性の高い地域貢献事業に対し、補助金を交付し、活動を支援します。	企画調整課
まちづくりひまわり賞 顕彰事業	地域活動に貢献した団体や個人を表彰し、まちづくりや地域福祉に対する気運を高めます。	企画調整課

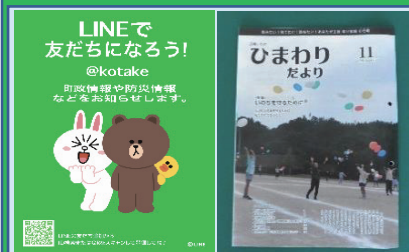
取り組み事例

①小竹町民まつり

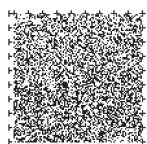


「みんなが主役」ののぼりを場内に並べ、町民が一体となり例年11月に開催されています。町内の高齢者施設や障がいサービス事業所等も作品展示やバザーなどに参加するなど、地域交流の機会にもなっています。

②広報紙やSNS等を活用した分かりやすい情報発信



知りたい情報が分かりやすく伝えられるよう広報紙や町のホームページの充実を図ります。またLINE等のSNSを活用し、いち早く情報が発信できるよう努めます。



基本施策④

地域福祉を担う多様な人づくり

現状と課題

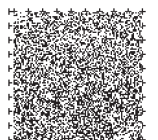
- ・ 地域活動等の担い手や後継者がいない。
- ・ 現在の主たる担い手が固定化、高齢化しており、若い世代につながっていない。
- ・ 一部の担い手に負担がかかりすぎている。（様々な役を掛け持ちしている。）

主な取組み

- ・ 地域福祉を担う人材の育成・確保
- ・ 活動しやすい環境づくり
- ・ ボランティア育成研修の実施

自分たちが 取り組むこと	◇地域で求められている役割に、自分ができないことがないか考えてみます。 ◇無理をせず、参加できそうなことから取り組みます。 ◇地域活動を他人事とせず、自分の事として考えます。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇自治会や公民館、民生委員・児童委員などの活動に積極的に協力します。 ◇ボランティア学習会などに積極的に参加します。 ◇地域行事を通して、地域活動に参加しやすい雰囲気づくりを行います。
行政や社協が 取り組むこと	◇民生委員・児童委員協議会、自治会や公民館、NPOや各種団体の活動を支援します。 ◇学生や現役世代が参加しやすいように研修の開催日や時間帯を設定します。

行政・社協の取組み



行政・社協の取り組み

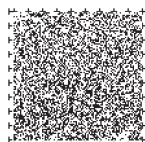
事業・取組	概要	担当課等
ゲートキーパー研修	自殺予防に必要な気づき、声かけ、見守り、支援へのつながりに関する研修を実施し、「命の門番」の育成を図ります。	福祉課
各種団体の活動支援	地域福祉を担う町内の各種団体（自治会・公民館・消防団・NPO法人等）の活動を支援し、団体の活動継続を推進します。	総務課 企画調整課 福祉課 教育課 社会福祉協議会
包括的・継続的ケアマネジメント支援	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントが実践できるよう、地域包括支援センターによるサポートを行います。	地域包括支援センター（福祉課）
身体障害者相談員 知的障害者相談員	身体障がい者及び知的障がい者の更生援護の相談に応じるとともに、必要な支援を受けることができるよう関係機関につなぐ人材の確保育成に努めます。	福祉課
社会福祉振興助成事業の周知	民間による福祉活動支援を目的とする助成事業について、積極的な周知に努めます。	福祉課

取り組み事例

認知症サポーター養成講座



認知症になっても安心して暮らせる町を目指し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成します。小学4年生、中学1年生及び住民を対象に講座を実施し、認知症サポーターには「認知症の人を応援します」という意思を示す証明カードを渡します。



基本施策⑤

課題解決に向けた包括的な相談体制の構築

現状と課題

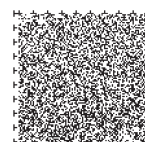
- 平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、行政では、次に掲げることに取り組む必要がある。
- ・高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める。
- ・住民による地域生活課題解決のための主体的な取り組みへの支援
- ・分野を横断する包括的な相談体制の構築

主な取り組み

- ・包括的な相談体制の構築
- ・包括支援相談員（仮称）の配置
- ・福祉施策に関する出前講座の実施

自分たちが 取り組むこと	◇町広報紙やホームページなどから、制度や窓口について知るように心がけます。 ◇困りごとがあるときは、早めに身近な民生委員・児童委員や行政に相談します。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇行政職員による制度説明等の機会を設けるなど、町の実情に関心を持って連携します。（出前講座の開催） ◇困りごとを抱える人や家庭を発見したときは、早めに地区民生委員・児童委員や行政に相談します。
行政や社協が 取り組むこと	◇福祉に関する制度や事業などの出前講座を実施し、住民の理解促進に努めます。 ◇相談から支援までを総合的にコーディネートする包括支援相談員（仮称）の養成に取り組みます。

行政・社協の取り組み



行政・社協の取組み

事業・取組	概要	担当課等
総合相談支援事業	介護に関する相談や心配ごと以外に、健康や福祉、医療や生活に関することについて、本人のみならず、その家族や近隣に暮らす人からの相談も受け付け、適切な機関等につなぎ、つないだ後も支援を行います。	地域包括支援センター（福祉課）
在宅介護支援センター運営事業	在宅高齢者やその家族を訪問し、保健福祉や介護保険サービスの情報提供、利用申請手続きの代行や実態調査を行います。	福祉課
障がい者基幹相談支援センター運営事業	障がい者手帳の有無に関係なく、個々のニーズに応じた相談支援を実施するため、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職員を配置し医療や住まい、就労等について関係機関と連携し、包括的な相談支援を行います。	福祉課
福祉施策に関する出前講座の実施	各種団体等からのニーズに応じ、福祉に関する制度や事業に関する出前講座を実施し、住民の理解促進に努めます。	福祉課

取り組み事例

①民生委員・児童委員協議会

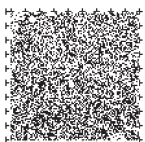


住民の身近な相談相手として、また、行政とのパイプ役として円滑に活動できるよう、対応した事例の共有や福祉に関する研修等を実施し、その活動を支援します。

②子育て世代包括支援センター



安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるよう切れ目ない支援を実施します。母子保健に関する相談窓口として保健師等によるアドバイスや必要に応じて医療や福祉サービスにつなぐなどの支援を行います。



基本施策⑥

地域資源を活かした拠点づくり

現状と課題

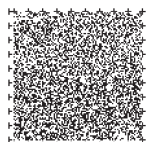
- ・住民が気軽に利用できる施設や交流の場に関する情報がない。
- ・地域交流の場でもあるふれあいサロンに誘っても、なかなか来てもらえない。
- ・自治会の区域を超えた関係性づくりができていない。
- ・多世代（高齢者・障がい者、子どもなど）が交流できる場（機会）が少ない。

主な取組み

- ・社会参加の機会及び居場所づくり
- ・ふれあいサロンやボランティア団体等のネットワークづくり
- ・積極的な情報発信

自分たちが 取り組むこと	◇地域で開催される行事への関心を深め、積極的に参加協力します。 ◇趣味や特技、経験を活かし、できる範囲で地域活動に参加するように努めます。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇誰でも気軽に立ち寄れる交流の場をつくります。 ◇子どもや現役世代に地域行事の企画に関わってもらうなど、多世代が参加しやすい行事運営を行います。 ◇地域の行事やまつりの活性化と継承に努めます。 ◇回覧板等を利用し、積極的に地域活動をPRします。
行政や社協が 取り組むこと	◇地域における活動拠点の確保及び充実に努めるため、既存の公共施設の有効活用を推進します。 ◇地域福祉に関わる団体等のネットワークづくりを行い、多世代交流の機会を創出します。 ◇地域資源に関する情報を集約し、情報発信に努めます。

行政・社協の取組み



行政・社協の取り組み

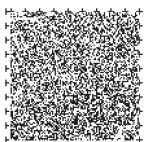
事業・取組	概要	担当課等
認知症カフェ運営事業	認知症の人やその家族、地域住民など誰もが参加でき、集うことができる場所で社会福祉士等による相談も実施します。	地域包括支援センター (福祉課)
ふれあいサロン事業	家に閉じこもりがちな高齢者等を対象に、指導員の派遣や、地域のボランティアスタッフの協力を得て、軽運動や趣味活動等による介護予防活動を行います。	福祉課
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中の居場所づくりや生きがいつくり、地域との交流や生産活動等の機会の提供を図ります。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	こども園内に地域子育て支援センターを設置し、親子の交流の場を提供するとともに、子育てに対する不安や悩みの相談支援や情報提供を行います。	福祉課
老人クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動など地域を豊かにする各種活動を支援します。	社会福祉協議会

取り組み事例

こたけ創造舎や中央公民館を活用した多世代交流の機会づくり



住んでいる地域や世代を超えて、趣味や目的を同じくする人たちの活動拠点や居場所としての場を提供し、交流の機会を創出します。



基本施策⑦

権利擁護支援の強化

現状と課題

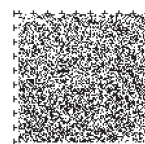
- ・住民に対する成年後見制度についての周知ができていない。
- ・虐待や家族との不仲が原因で家族が後見人になれないケースが増えている。
- ・虐待ケースの多くは、生活困窮や障がいなど問題が複合化している。

主な取組み

- ・成年後見制度の理解促進
- ・権利擁護に対する意識の向上
- ・命を守る支援の充実

自分たちが 取り組むこと	◇成年後見制度について積極的に知るようにします。 ◇認知症や障がい、児童福祉などに対する理解に努めます。 ◇虐待等が疑われる場合は、速やかに行政機関に相談します。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇成年後見制度について理解を深めるために研修会等に参加します。 ◇権利擁護に対する理解に努め、人権講演会等に積極的に参加します。
行政や社協が 取り組むこと	◇権利擁護に関する研修会等を開催します。 ◇広報紙やパンフレットにより人権啓発を行います。 ◇相談を受けた際は、関係機関と連携し解決できるよう体制を整えます。 ◇成年後見制度利用促進計画の策定に努めます。

行政・社協の取組み

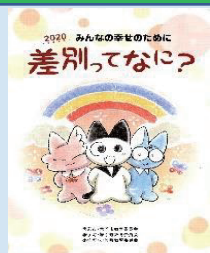


行政・社協の取組み

事業・取組	概要	担当課等
成年後見制度の利用促進	成年後見が必要な高齢者や障がい者等の権利擁護のため、計画の策定に努めるとともに、利用促進のための研修及び周知を推進します。	福祉課
虐待対応体制の整備	高齢者、障がい者、児童等に対する虐待やDVの防止に関する啓発を行うとともに、虐待通報時の対応等について、関係機関と連携し早期の課題解決に努めます。	福祉課
養育支援訪問事業	児童虐待のおそれやリスクを抱え養育支援が必要と認められる家庭を訪問し、相談・指導・助言を行い、必要に応じて家事援助を行います。	福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等からの暮らし・仕事・家計の困りごとに対し、「困りごと相談室」につなぎ、連携して継続的支援に努めます。	福祉課
いのち支える自殺対策計画の推進	町民誰もが自殺に追い込まれることのないよう全庁的な連携を図り「生きることの包括的な支援」を推進します。	福祉課
日常生活自立支援事業	認知症等により判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。	社会福祉協議会

取り組み事例

人権啓発事業



人権週間や障がい者週間などの機会を捉え、小竹町人権教育・啓発基本指針に沿って研修会や講演会を開催しています。また、人権啓発冊子や町民人権カレンダーを作成し、広く周知することによって人権啓発に努めています。



基本施策⑧

分野横断的な連携の推進

現状と課題

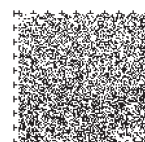
- ・相談内容が複雑で複合化しているケースが増えてきており、単独の係だけでは解決に至らないことがある。
- ・小さな自治体のメリットを活かして、福祉課内の連携はできているが、他課や外部関係機関との連携については、その都度ケース会議を行い対応している。

主な取り組み

- ・庁舎内連携体制の構築（防災、地域コミュニティ、保健医療、住宅など）
- ・多機関連携調整会議（仮称）の設置
- ・重層的な支援体制の構築に係る調査研究

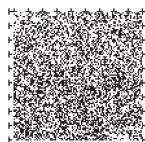
自分たちが 取り組むこと	◇問題が深刻化する前に、相談するように努めます。 ◇困っている人がいたら、話を聞くなど、寄り添った支援を行います。 ◇行政の取り組みに関心を持ち、情報収集を行います。
地域ぐるみで 取り組むこと	◇困りごとを抱えている人がいたら、声をかけ、行政や民生委員・児童委員に相談するよう勧めます。 ◇地域の中で孤立する人が出ないように、日頃から気にかけるようにします。
行政や社協が 取り組むこと	◇庁舎内における連携体制を構築するため、関係課調整会議を行い、課題の解決を図ります。 ◇外部の関係機関を含めた多機関連携調整会議(仮称)を設置します。 ◇本町における重層的な支援体制の構築について検討します。

行政・社協の取り組み



行政・社協の取組み

事業・取組	概要	担当課等
関係課調整会議	各課の所掌事務を横断する事案が発生した場合は、関係各課において調整を図り、課題解決に努めます。	企画調整課
地域ケア会議	高齢者に係る地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターが事務局となり、関係機関との会議を開催し、安心して暮らせる地域づくりを行います。	地域包括支援センター (福祉課)
要保護児童対策地域協議会	児童に関する問題の早期発見や適切な保護を目的に関係機関と情報共有を行い、連携して課題解決を図ります。	福祉課
重層的支援体制の構築	町民の属性や、世代、相談内容にかかわらず、複合化・複雑化した支援ニーズへの対応を可能とする行政組織体制について検討し、包括的な支援体制の構築を目指します。	総務課 福祉課



IV-2 重要課題の設定と重点的な取組みの推進

本計画の基本理念である「みんなが主役 つながり育む こたけまち」の実現に向け、地域生活課題を解決するための体制づくりとして、基本施策のうち「①安心して暮らせる地域の関係づくり」、「②お互いさまの支え合いづくり」、「⑤課題解決に向けた包括的な相談体制の構築」、「⑧分野横断的な連携の推進」を重要課題とし、それぞれの主な取組みのうち、「地域防災力、災害対応力の強化」、「困りごとをキャッチしやすい環境づくり」、「包括支援相談員（仮称）の配置」、「多機関連携調整会議（仮称）の設置」を重点的な取組みとします。

重点的な取組み① 地域防災力、災害対応力の強化

現状と課題

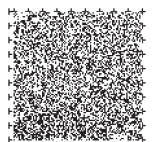
- ・ 自主防災組織は行政区域単位で設置されているが、災害時の対応に対する意識や連携体制にはバラツキがある。
- ・ 災害時における避難行動要支援者台帳の整備が完了していない。
- ・ 町内緊急指定避難所の運営は、行政職員が行っており、開設が長期になった場合の対応が困難

今後の方向性

- ・ 消防団や自主防災組織との連携だけでなく、民生委員・児童委員や社会福祉法人、PTAやNPO、町内福祉サービス事業所など地域活動を支える様々な主体が連携して災害対応力の強化に取り組む体制を整備する。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
避難行動要支援者台帳の整備と支援体制づくり	台帳整備					
	更新・管理					
	個別支援計画作成					
	関係機関との連絡調整会議					
災害対応訓練・研修の実施	訓練・研修の実施					



重点的な取組み②

困りごとをキャッチしやすい環境づくり

現状と課題

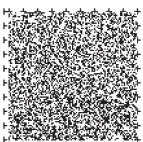
- ・自治会加入世帯の減少による地域コミュニティの関係性の希薄化が危惧される。
- ・支援が必要と思われるが本人、家族に困り感がなく支援に結びつかないケースや支援を拒否されることがある。
- ・在宅介護支援センター職員や民生委員・児童委員、地域住民などから、気になる家庭等についての情報が福祉課に寄せられるケースが増えてきている。

今後の方向性

- ・地域福祉を推進していくため、住民により近い圏域で相談体制を整える。
- ・1人も孤立させることなく、地域の困っている人を見逃さない地域づくりを目指す。
- ・困りごとの相談先に関する情報を広報紙やホームページを活用し、広く分かりやすく周知する。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
多様な困りごとの相談窓口・ 情報周知 ・広報媒体の検討 ・チラシ・地域資源マップの作成 ・広報紙、ホームページ掲載						
	手法の検討 更新・管理 作成・掲載					
民生委員・児童委員と地域 包括支援センター等専門職 員とのネットワーク強化 ・事例検討研修の実施						
	民生委員・児童委員協議会における研修実施					



重点的な取組み③ 包括支援相談員（仮称）の配置

現状と課題

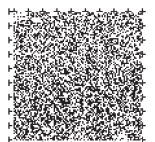
- ・高齢者、障がい者、子ども・子育て等の福祉事業については、それぞれ相談員がおり、行政との情報連携は行うが、相談員間の連携は図られていない。

今後の方向性

- ・改正社会福祉法に対応し、地域福祉を推進していくための行政組織体制を整えるとともに、相談をまるごと受け止める場の整備を図る。
- ・各制度における既存の専門相談員同士の連携強化とその取りまとめを行い包括的な課題に対応できる相談専門人材を確保する。
- ・住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを後方支援する人材の配置を行う。

具体的な取組み

取組内容	年 度					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
庁内組織の体制整備	体制の検討					
包括支援相談員（仮称）の配置 ・既存の活動との関係性の検討 ・関係団体との意見交換	人材配置の検討		配置			
相談専門人材の育成	研修					
	既存の各種相談員との連携・ネットワーク強化					



重点的な取り組み④ 多機関連携調整会議（仮称）の設置

現状と課題

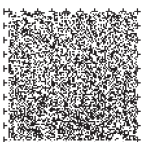
- ・高齢者、障がい者、子ども・子育てとそれぞれ福祉課内で所管が分かれているが複合的な課題が発生したときは、小さな自治体のメリットを活かし、その都度協議し対応している。
- ・地域における福祉ニーズは多様化・複合化しており、福祉の分野だけでは対応できないケース（防災、防犯、住まい、家族関係、DV等）が増えている。

今後の方向性

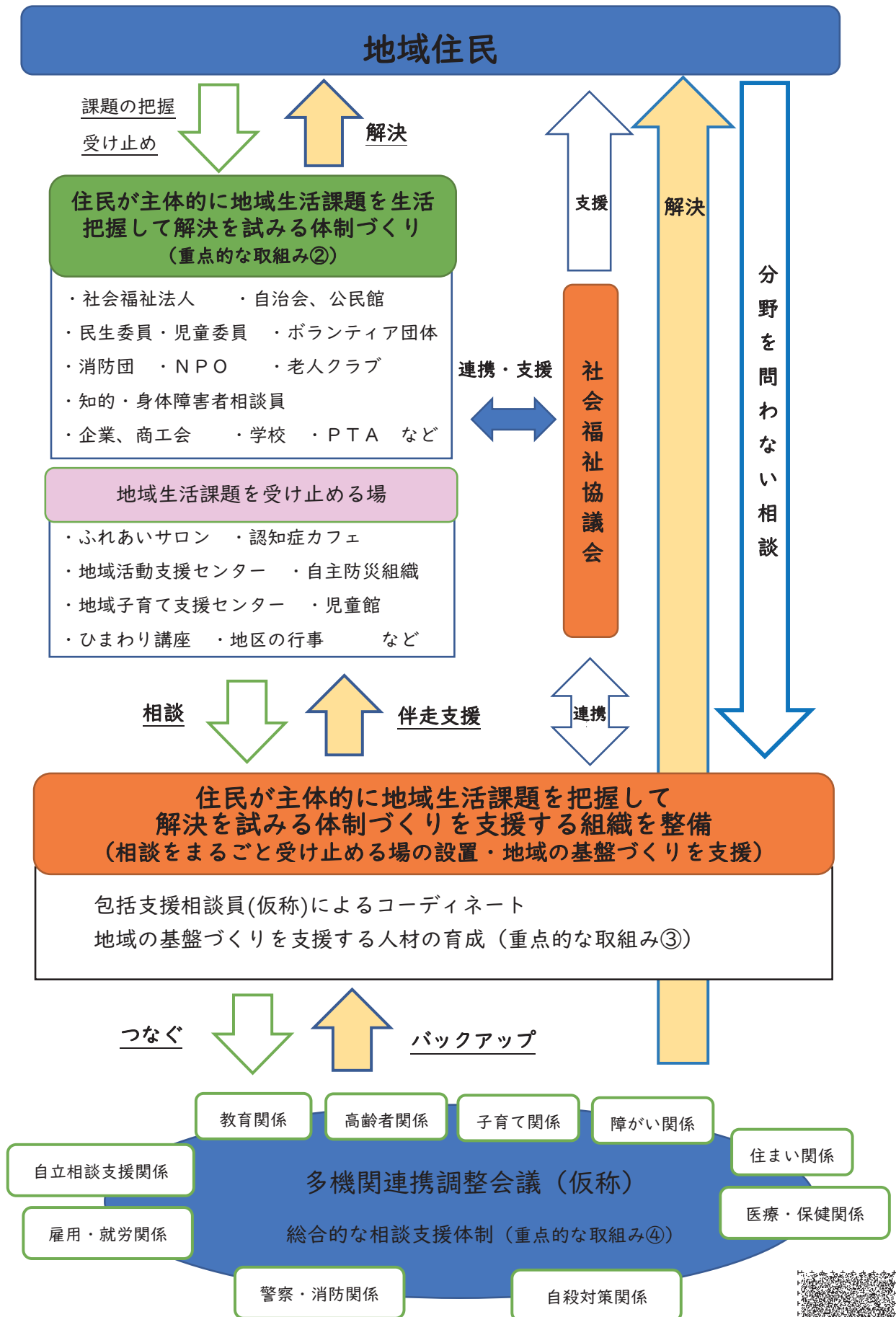
- ・福祉分野のみならず、医療、保健、教育、雇用、住まいなど多機関が連携し課題解決を図るための体制を整える。
- ・本町の現状や困難事例への対応策、取り組みに対する進捗状況の把握など定期的に会議等を開催し、連携を図っていく。

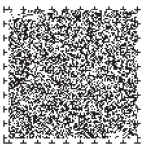
具体的な取り組み

取組内容	年 度					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
多機関連携調整会議（仮称）の設置	組織形態の検討		設置			
			経過管理・定例協議			
地域活動関係団体等との連携強化	活動の状況把握		連携・ネットワーク強化			
			地域福祉活動計画協議			

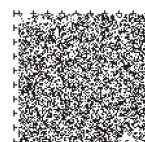


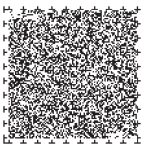
小竹町における【包括的な支援体制】のイメージ図（重点的な取組み）





V 計画の推進に向けて





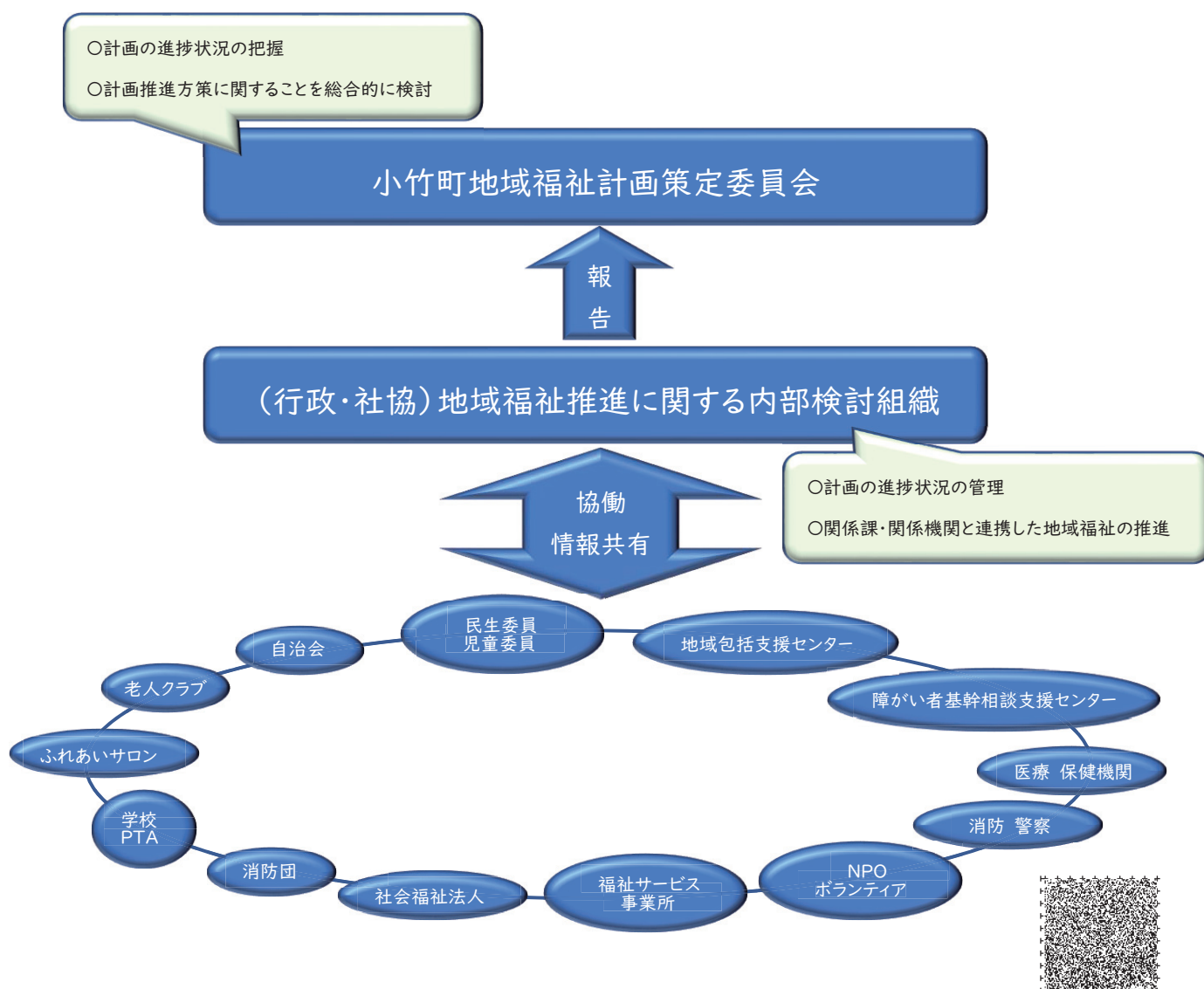
V－1 計画の推進体制

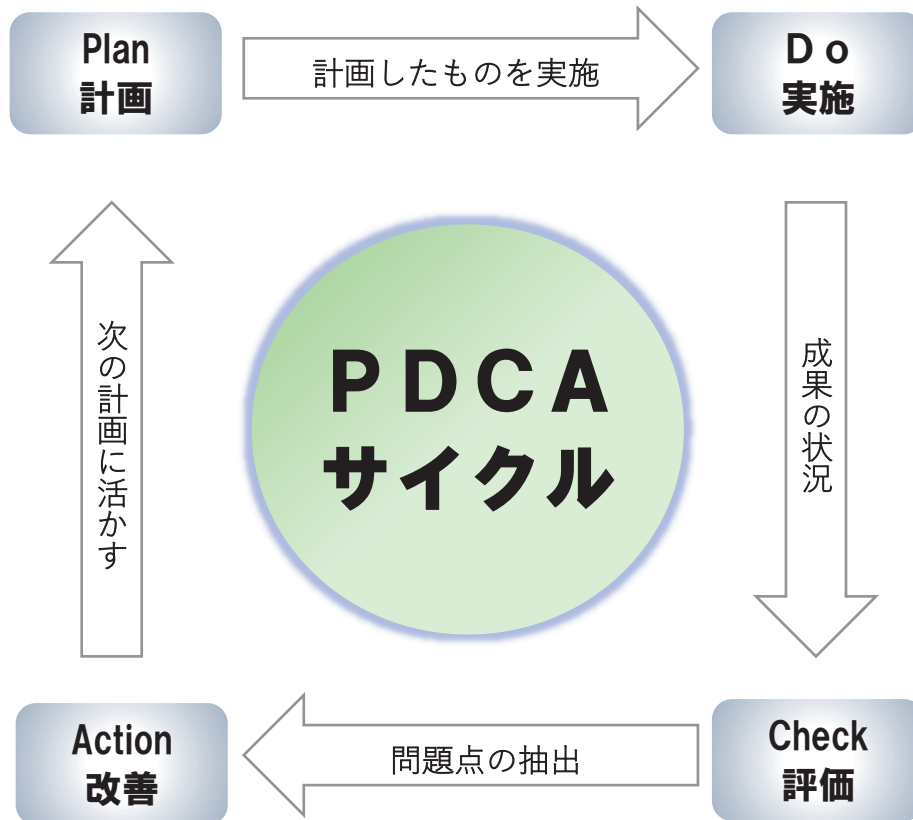
本計画は、住民一人ひとりが住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域共生社会を実現していくため、地域住民、自治会、様々な関係団体、町及び社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し推進していく必要があります。町と社会福祉協議会が協力・連携体制を強化していく中で、地域活動団体や各分野の専門機関・相談機関など多様な地域福祉の主体と協働・情報共有を図り、地域福祉の推進に取り組みます。

また、地域福祉関連施策や事業を実施する関係課（係）と、定例的に調整会議を行い、横のつながりを持ちながら取組みを進めていきます。

V－2 計画の進行管理

学識経験者、地域代表、専門機関代表、福祉活動関係団体、町及び社会福祉協議会の職員で構成される「小竹町地域福祉計画策定委員会」を、計画策定後も常設し、計画の進捗状況の把握や、事業・施策の実施に関する総合的な検討・評価などを行い、効果的な地域福祉の推進を図ります。

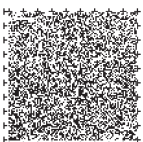




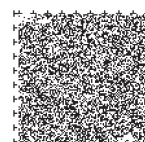
V-3 計画の周知・広報

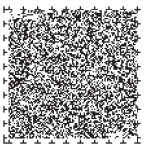
本計画の内容や計画の進捗状況については、町の広報紙やホームページ等を利用して、広く住民に周知を行うとともに、役場の窓口、関連施設等に設置し、できるだけ多くの住民のみなさんが閲覧できるようにします。

また、自治会長会や民生委員・児童委員協議会、町内の社会福祉法人やその他地域福祉の推進に協力が不可欠な団体等に対し、計画に掲げる施策や取組について周知を図ります。



資料編





1. 小竹町地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、小竹町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域福祉に関係する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

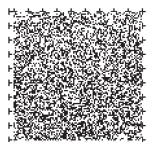
第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

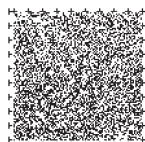
この条例は、平成27年4月1日から施行する。



2. 小竹町地域福祉計画策定委員名簿

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

選出区分		氏 名	選 出 団 体
1号	識見を有する者	村 山 浩一郎	公立大学法人 福岡県立大学
		吉 良 裕 徳	小竹町教育委員会
		石 川 美津恵	小竹町
2号	地域福祉に関係する者	岡 田 光 晴	小竹町民生委員・児童委員協議会
		高 石 伸 人	特定非営利活動法人 ちくほう共学舎「虫の家」
		山 崎 伸 一	NPO法人リトルバンブー (任期：R2.10.23～)
		田 代 博 昭	NPO法人 小竹に住みたいまちづくりの会
		坂 本 龍 一	小竹町社会福祉協議会
3号	その他町長が必要と認める者	堀 悦 雄	ボランティア連絡協議会
		金 子 慎 輔	社会福祉法人小竹福祉会
		中 村 剛	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 (任期：R2.10.13～)
		和 田 伸 一	小竹町自治会長会 (任期：R2.10.1～)
		水 谷 日出男	小竹町老人クラブ連合会
		豊 崎 能利雄	小竹町消防団

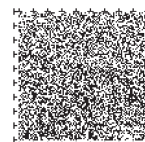


3. 小竹町地域福祉計画策定経過

開催日	会議等	内容
令和元年6月23日	「地域共生社会」シンポジウム	・地域福祉に関心のある住民、福祉関係事業者・従事者等を対象に、今後の小竹町の地域共生、地域福祉についてのシンポジウムを実施
令和元年8月27日	「地域共生社会」に関するワークショップ	・住民、福祉関係事業者、医療関係従事者等と、今後の小竹町の地域共生社会、地域福祉についての意見交換を実施
令和2年10月26日	第1回小竹町地域福祉計画策定委員会	・諮問 ・改正社会福祉法に基づく地域福祉計画について ・小竹町の現状と課題について ・今後のスケジュールについて
令和2年11月11日 11月13日	関係団体とのワークショップ	・地域福祉関係団体及びNPO、ボランティア団体等との意見交換
令和2年11月19日	第2回小竹町地域福祉計画策定委員会	・ワークショップ概要報告 ・課題の整理 ・地域福祉計画骨子（案）について
令和2年11月30日 ～令和2年12月7日	町職員アンケート調査	・現役世代の地域活動に対する意識調査
令和2年12月14日	町内社会福祉法人とのワークショップ	・福祉避難所開設、運営に向けての意見交換 ・地域福祉についての意見交換
令和2年12月18日	第3回小竹町地域福祉計画策定委員会	・ワークショップ結果報告について ・地域福祉計画（案）について
令和3年1月29日	第4回小竹町地域福祉計画策定委員会	・地域福祉計画最終（案）について
令和3年2月8日～ 令和3年2月22日	パブリックコメント募集	・町ホームページ、広報紙にて募集案内
令和3年2月26日	第5回小竹町地域福祉計画策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・答申案の承認について ・答申

4. パブリックコメントの結果報告

令和3年2月8日（月）から22日（月）まで募集しましたが、本計画に対する意見はありませんでした。



5. 用語解説

《あ行》

新しい生活様式

2019年新型コロナウイルス感染症が長期間にわたり感染拡大するのを防止するために厚生労働省が公表した行動指針で、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、日常に定着、持続させようとした生活様式のこと。

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上で、人と人とのつながりを可能にするサービス

《か行》

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族等のための総合相談支援機関で、障がいの種別、手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の関係機関等と連携し支援する機関

ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人（「命の門番」とも言われる。）を養成するための研修

権利擁護

日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人の権利を本人に代わり保護すること。

《さ行》

在宅介護支援センター

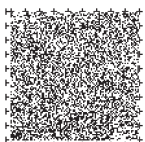
在宅の寝たきりや認知症、一人暮らし、虚弱等の高齢者やその家族に対し、ニーズに対応した各種の医療・保健・福祉等のサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整等を行い、地域の高齢者やその家族が、安心して暮らせることを目的に相談に応じる機関

自殺念慮

死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすこと。自殺願望、希死念慮ともいう。

自然動態・社会動態

人口動態のうち、出生・死亡に伴う人口の動きを自然動態、転入・転出に伴う人口の動きを社会動態という。



指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する（災害対策基本法第 49 条の 7）場所をいい、ある程度の人員を屋内に収容できる学校や体育館、公民館などが指定される。

重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人の財産を管理したり、身のまわりの世話のための契約を結んだり、財産管理や日常生活上の支援を行う制度をいう。

成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めるよう努めるものとされている。

《た行》

地域資源

地域に存在する活用可能な「ひと・もの・こと」の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれる。

地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が日常生活を営む上で抱える、福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題をいう。（社会福祉法第 4 条第 3 項）

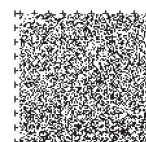
地域包括ケアシステム

安全に安心して、自分らしい暮らしを送れるように、介護・医療・介護予防・生活支援・住まい等が一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。

《な行》

ニッポン一億総活躍プラン

2016 年（平成 28 年）6 月 2 日に閣議決定された。一億総活躍社会については、「若者も、



高齢者も、女性も、男性も、障がいのある方も、いちど失敗を経験した方も、一人ひとりが家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会」であり、「あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会」としている。

乳児家庭全戸訪問

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、乳児家庭の孤立防止、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業

ネグレクト

保護者や介護者などが、子どもや高齢者、障がい者に対し、必要な世話や配慮及びその義務を怠ること。

《は行》

8050 問題

子の引きこもりが長期化し、「80 代」の親が「50 代」の子どもの経済面を含め生活を支えている状態をいい、このような親子の社会的孤立、生活破綻が社会問題となっていることから「8050 問題」と呼ばれている。

避難行動要支援者

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第 49 条の 10）をいう。

福祉避難所

高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のための避難所であり、介助や相談などの支援、手すりやスロープの設置など、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難所をいう。

《ま行》

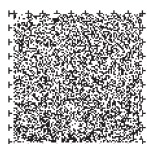
マルシェ

イベント等で複数の人が集まって、食べ物や手作りのものなどを売っている市場

《ら行》

療育手帳

知的障がい児者を対象に都道府県知事が交付する障がい者手帳。児童相談所または障がい者更生相談所において知的障がいと判定された場合に取得できる。知的障がい児者が支援や相談などのサービスを受けやすくすることを目的とする。



第 2 期 小 竹 町 地 域 福 祉 計 画

令和 3 年 3 月

発行：小竹町 福祉課 一般福祉係

〒 820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3167 番地 1

TEL：09496-2-1219

FAX：09496-2-1140

